2026-7-30　成年後見制度利用促進専門家会議第１回地域における権利擁護の支援体制に係るワーキング・グループ（WG2）

○永田主査　それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議地域における権利擁護の支援体制に係るワーキング・グループの第１回を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。

次に、本日の委員の出席状況等について、事務局から御報告をお願いいたします。

○金久保成年後見制度利用促進室長補佐　事務局でございます。

本日の出席状況につきまして、欠席の方はおられません。

また、河野委員の代理として、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室長の深谷様、高門委員の代理として、愛媛県西宇和郡伊方町長寿介護課長の河上様に御出席いただいております。

なお、嵩委員におかれましては、所用により途中退席される旨、伺っております。

また、本会議は、こちらの会場とウェブ会議システムを併用して開催しております。委員の皆様による意見交換の際に御意見がある場合は、会場で参加されている方は挙手を、ウェブ会議で参加されている方は画面下部にある「リアクション」ボタンの中にある挙手機能を用いて挙手をお願いいたします。御発言が終わった際は「手をおろす」ボタンを押していただきますようお願いいたします。

報道関係者におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、御留意ください。

以上でございます。

○永田主査　ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日は「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」が議題となっています。議論すべき点が多くございますので、３つの議題に分けております。それぞれ、関係省庁等からの現状の取組状況を説明していただいた後、意見交換を行いたいと思います。

初めに、議題の「（１）地域権利擁護相談支援センターの整備・コーディネート機能の強化」についてです。厚生労働省のほうから御説明をお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長　成年後見制度利用促進室長でございます。資料１に沿って御説明をさせていただきます。

資料１は、従来の中核機関、来年度からは社会福祉法に基づく地域権利擁護相談支援センターということになりますけれども、これまでの設置促進の取組と、センターを中心として、地域における権利擁護支援ネットワークの機能発揮に向けた取組について整理をしております。

まず、中核機関の設置状況についてですけれども、資料２ページ以降に記載のとおりです。資料２ページはよくお示ししている資料ですが、中核機関を整備済みの市町村が直近の令和７年度時点で77％となっています。これを自治体の規模別に見ますと、人口規模に比例して整備が進んでいる。逆に言うと、人口規模の小さな市町村において整備がなかなか進んでいないという状況にありまして、１万人未満の自治体で見ますと整備済みが65％程度にとどまっています。また具体的な検討なしという回答をしている自治体が２割弱に及んでいるということであります。

３ページは、都道府県別の中核機関の整備状況について、計画の策定状況と協議会の設置の取組状況を並べてお示ししています。そもそもの各都道府県内の市町村数の違いなどもありますが､整備率については都道府県によってかなりばらつきがあるという状況です。

４ページは、中核機関の運営主体についてです。一部委託も含めれば直営と委託で半々程度ですが、委託先としては社会福祉協議会がその多くを占めています。

５ページは、設置形態について、それぞれパターン化をして整理しているものです。左側は直営と委託の関係ですが、右側は複数の市町村が「広域」で委託して設置をしているというパターンについてもお示しをしております。現状では中核機関の設置済み自治体のうち、広域設置をしている市町村が28.4％ということで、３割弱を占めているということになります。

６ページが、都道府県別の整備率と広域設置をしている市町村による整備率の数字を並べてみたものです。広域整備の比率の高い都道府県においては結果として中核機関の整備率が高いという傾向がございます。

ただ、広域整備を行わずに整備率が高い例もあります。各都道府県での市町村の数とか規模の違いなどもありますので、各都道府県内の実情に応じて進めていただいているということかと思います。

７ページ、中核機関の職員配置の状況です。常勤職員のうち、有資格者が８割強で、そのうち、社会福祉士が最も多く、66.7％という状況でございます。

８ページ以降が、中核機関の未整備市町村の状況です。中核機関の整備予定が未定という理由については、８ページで自治体内部での調整あるいは人材の確保というものを理由に挙げる市町村が半数程度あります。

９ページは、権利擁護支援の地域連携ネットワークに求められる機能について、中核機関の整備済み自治体と未整備自治体を比較すると、未整備自治体において地域連携ネットワークの機能発揮に向けた取組が整備済みのところと比べると進んでいない、相対的に低いという傾向が見てとれます。

10ページは、これもよくお示ししている資料ですが、第二期基本計画で整理している地域連携ネットワークの３つの機能について､中核機関の整備済み市町村での取組状況です。成年後見制度の利用前の相談支援機能に加えて、申立ての準備から後見人等の選任までの形成支援機能、あるいはその後の後見人と選任後の自立支援機能について、特に下の２つ

については一層の取組の余地があるという状況が見てとれるかと思います。

11ページ以降は本年７月に総務省行政評価局でまとめられた成年後見制度の利用促進に関する調査結果報告書における、中核機関と一次相談支援機関との関係性についての調査結果です。11ページは、一次相談窓口から見たときの中核機関に対して感じている課題感について、制度理解や制度利用想定者への説明、あるいはどういうケースを中核機関につなげばよいか、分かりにくいといった点について課題を感じているという内容です。

12ページは、逆に中核機関から見たときに一次相談支援機関に対して感じている課題感について、各機関から相談者への相談利用に関する説明が不十分とか、あるいは各機関の制度理解が不十分といった課題が指摘されているということであります。

13ページは、市区町村や中核機関において、制度利用が想定される者を中核機関につなげるために行っている取組内容についてまとめているものです。制度の利用例とか利用のメリットを具体的に示した資料を作成したり、マニュアルの作成、制度利用の必要性を判断するチェックシートの作成、中核機関につなぐケースの基準の策定・周知といった取組が行われているという内容です。

こうした地域連携ネットワーク機能の強化という観点からは、14ページの資料で、令和７年度の社会福祉推進事業におきまして、地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究という形で調査研究を実施しております。

この中で、先ほどの３つの機能について、どのように指摘しているかというものが15ページ以降の資料になります。まず、権利擁護の相談支援機能につきましては15ページで、例えば市町村の約３割において相談支援機関の担当職員に対するスキル向上のための取組がまだ十分に行われていないということですとか、市町村の規模や体制によっては一次相談窓口と二次相談窓口の役割が明確に区分されておらず、中核機関がこれらの機能を実質的に兼ねている場合や、同一組織内で一次相談と二次相談の双方の窓口を有している場合も見られるといったことが指摘をされており、一次相談窓口が適切に機能して、必要な情報を整理した上で中核機関につなぐ仕組みが整備されているということが中核機関の機能強化を進める上で重要と指摘をしております。

16ページは、２つ目の形成支援機能について、受任調整の役割に関する議論の中で、単に後見人等の候補者を検討することを目的とするのではなく、支援チームとして本人を支える体制をいかに整えるかという視点の重要性が指摘されるとともに、特に体制整備が十分に進んでない地域において、相談支援、チーム形成支援、自立支援といった各機能が十分に結びついておらず、個別の取組が断片的に実施されている状況があるということで、今後は各地域の体制整備の進展段階に応じて必要な取組を見極めつつ、それぞれの機能が一体的に発揮される体制の構築に向けて具体的な方策を整理していく必要があるといった指摘がなされております。

17ページは、３つ目の自立支援機能についてでありまして、後見人等選任後においても

支援チームが適切に機能し続けるように、その自立を促す観点から、役割分担の確認や支援方針の見直し、モニタリング等を通じた関与の在り方を整理していくことが重要ということですとか、中核機関が全ての支援チームに永続的に直接関与し続けることは現実的ではなく、チームが自立して支援を行える体制を整えることが重要といった指摘がされております。

この令和７年度の調査研究事業の成果物として、18ページのとおり、市町村あるいは中核機関が地域の関係者と共に本人を支えるチーム体制の構築に向けて、共通認識を持ちながら取組を点検・改善できる、自己点検ができるような取組ポイント集という形で作成をしておりまして、これは成年後見制度利用促進ポータルサイト等において関係機関への周知を行っております。

また、中核機関への研修については、19ページにその実施状況を記載しております。

それから、市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るための相談窓口として、20ページですが、「Ｋ－ねっと」を全国社会福祉協議会に設置をして運営をしていただいているということでございます。

こうした地域における権利擁護支援ネットワーク機能を強化するという観点から、先般成立した社会福祉法等の一部を改正する法律において所要の対応を行っております。その関係の資料が21ページ以降でございます。

23ページが、社会保障審議会福祉部会報告書の内容で、25ページのとおり、法改正の内容としては、本人や支援関係者からの権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談を受けて、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う事務、あるいは第二期基本計画において定めている、先ほどの３つの支援機能に係るような事務。こういったものについては市町村の努力義務化するということと併せて、その中核的な役割を担う機関として地域権利擁護相談支援センターを市町村が設置することができる、ということで法定化したところです。

これに関係する国会審議における政府答弁について、26ページにお示ししているとおりです。

また、新しいセンターについての運営マニュアルについては、今年度の調査研究事業でその内容の検討を行っているということで、27ページの資料のとおりです。

以上のような現状を踏まえ、28ページの論点としては、今後、全国の市町村において地域権利擁護相談支援センターが設置されるために、現在の設置状況や制度改正の動向を踏まえつつ、どのような対応が必要と考えられるか。それから、第二期基本計画で整理された地域連携ネットワークの支援機能について、地域権利擁護相談支援センターを中心に引き続き強化を図るという観点から、どのような取組が必要と考えられるかということで整理をさせていただいております。

資料の説明は以上です。

○永田主査　ありがとうございました。

そうしましたら、議題１の意見交換に入ってまいりたいと思います。厚生労働省のほうから、特に検討が必要と考えられる論点が提示されておりますので、この点を中心に、皆様から御意見をいただければと思います。

なお、関係省庁に御質問される場合には、御質問である旨、また、どちらの省庁に対する御質問であるか、明確にして御発言をいただければと思います。

そうしましたら、まずは自由に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

今回、そんなに堅い運営をしなくてもいいかなと思いますので、皆さん自由に、気づいたところから、１回限りということでもございませんので。

嵩委員、お願いいたします。

○嵩委員　すみません。先に退室させていただきますので、一言だけお話しさせていただきます。

御説明ありがとうございました。私からは、ひょっとしたら、また後の議題になるのかもしれませんけれども、中核機関の設置が未整備のところについてのお話をさせていただきます。

中核機関の設置については、今回改正された社会福祉法において法律上の位置づけがされて、今後、地域連携ネットワークを強化するために、未整備の市町村での整備というものがさらに期待されると思いますけれども、他方で、民法改正によって成年後見制度が大きく見直しされることに伴いまして、既に設置されている中核機関においても新しい制度の運用に不安を抱えていらっしゃるとも伺っております。また、民法改正の施行後も、従来の制度の運用が多分、部分的には残ることになると思いますので、運用がさらにより複雑化することも考えられます。

そうしますと、新規設置のハードルは場合によっては従来よりも、一時的かもしれませんが、高くなってしまうおそれもあるかもしれませんので、新規設置を目指す自治体の状況にも配慮した検討ということで、主にひょっとしたら都道府県の機能強化というところになるのかもしれませんが、そういったところで、新しく設置を目指す自治体の状況や課題など､そういったものにも配慮した検討がこのワーキングでも必要かなと思っています。単なるコメントといいますか、問題点の指摘にとどまりますけれども、以上となります。

○永田主査　ありがとうございました。

小規模自治体における中核機関設置については、これまでも課題だったわけですけれども、もしかすると、法改正によって、より困難感・複雑性というものが増すのではないかという御指摘で、より配慮が必要なのではないかということでよろしいでしょうか。

○嵩委員　そのとおりです。ありがとうございます。

○永田主査　ありがとうございます。

関連したことでも結構ですし、違うことでも結構ですので、ほかの委員からも御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

大塚委員、お願いいたします。
○大塚委員　詳細な説明ありがとうございます。地域権利擁護相談支援センターの整備と、あるいは機能と、特にコーディネート機能ということについて、意見といいますか、質問も含めてと思っております。

このセンターが法律に位置づけられてこれから進むということは非常によいことで、今後頑張っていただきたいわけです。その中において、このセンターがうまく機能するという幾つかの観点があると思います。例えば７ページの中核機関の整備状況ということで、社会福祉士が66.7%、常勤でということで、専門職が配置されていることは非常に喜ばしいことですけれども、この専門職が即コーディネート機能を発揮できるかということも含めて考えていかなければならないことだと思っています。

特に９ページの（２）のほうの未設置市町村の状況ですが、ここにおいて、権利擁護の相談支援の機能と、権利擁護支援チームの形成機能、それから、権利擁護支援チームの自立支援機能ということで、相談支援というものはある意味で今までやってきたことですし、経験もある。そういう意味ではスムーズに進んでいるとは思いますけれども、権利擁護支援チームの形成とかというものは、やはりここはまだ困難性が高い、仕事としての確立ができていないということも含めて、あるかと思っています。そういう意味で、この形成支援というもののノウハウをどのように身につけて、この中核機関の一番本筋なところの仕事をしていただくかということが重要なテーマだと思っています。

そういう意味では、この形成機能、例えば研修の中において19ページの下のほうで、基礎研修とか応用研修はしているということですが、オンデマンドでやって、これだけで、形成という、非常にソーシャルワーク的にはハードルが高いものに挑戦していくということがあるのではないかと思っています。

そういう中においては、今、機能は３つあるということですけれども、誰がやるのですかということだと思うのです。コーディネーターというような人を配置するのかどうか。つまり、この機能が動くためには、誰が責任を持って、きちんとした司令塔が必要だと思っています。それは御本人自身の仕事の内容の理解、組織としての理解、それから、支援チームをつくるみんなのための権限を持っている人は誰で、誰がどのように動かすかということがはっきりしていないと多分、動きが非常に悪いのではないか。そういうところの疑問が、今、ここに表れているのではないかと思っています。

そういう意味では、コーディネーターが誰になって、コーディネーターはどういう権限を持って仕事をするかということをきちんと法的に、あるいは制度的に位置づけてしっかりする。それから、さらに言えば、予算的確保もして、この人の仕事はこういうことだから、こういうことで動いていくのだということの仕組みをつくらないと、今までのように機能ということだけで十分かどうか、疑問を持っています。

以上です。
○永田主査　大塚委員、ありがとうございました。御質問も含まれていたかと思いますけ

れども、中核機関の機能を強化する、コーディネート機能を強化するというときに、権限、それから、位置づけや予算、人、仕組みみたいなことをしっかりつくっていかないと実際に回っていかないのではないかという御指摘かと思います。

御質問も含まれていたかと思いますので、室長のほうからよろしいですか。

○占部成年後見制度利用促進室長　ありがとうございます。

制度的な枠組みということで申しますと、これまでは成年後見制度利用促進基本計画という閣議決定の中で、地域の権利擁護支援について、中核機関を中心としたネットワークというものを観念して、その中には３つの機能があるということを閣議決定上で書いて、それを踏まえて、各市町村で市町村計画をつくって取り組んでいただいてきたということになります。

先般の社会福祉法の改正の中で、これらの内容について、法律上の位置づけとして、市町村が事務を行うという努力義務規定を盛り込んだということです。それを具体的に実施するに当たって、従来の中核機関を法定のセンターという形で設置することができる規定になっています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されてから、まず、各地域で中核機関というものをつくるところから始めてきた経緯があります。設置の仕方についても各地域あるいは各自治体の実情に応じて直営や委託というような形で進めてきていただいています。そういう意味では、機能の発揮状況についても、まずはつくって、一次相談支援機関や制度を利用されようとする方からの相談を受け付けられるところから始めて、そこからさらに第二期基本計画の中で機能を整理し、現在の３つの機能を果たしていこうというのが現時点での到達点になります。

そういう意味では、個々の中核機関でお取り組みいただいている方の権限について、制度上縛っているというわけではありません。それは個々の中核機関においてそれぞれの取組をいただいているということです。こうした中核機関がより機能を発揮するという観点と、それから、後ほど出てきます制度改正等もありますので、ここをどう整理していくかというのが今回の計画の中での御議論かなと思っております。

○大塚委員　よろしくお願いします。将来的な課題等も含めてお願いします。

○永田主査　ありがとうございました。今までは閣議決定に基づいて、計画に基づいてやってきたわけですけれども、今回、法改正で法律上の位置づけも明確になったということで、これを具体的にどうしていくかというのはもちろん、今後の課題で、第三期基本計画の中でしっかり位置づけていかなければいけないことかなと思います。

ほかの点もいろいろあるかと思うのですけれども、せっかく嵩委員が小規模自治体で整備が進んでいないということと、それが単に進めばいいということではなくて、今後、より一層困難になるかもしれないというような形で御提案もいただいているのですけれども、これについても室長のほうから、まず、何か考えていることがあれば、小規模自治体の整備について。

○占部成年後見制度利用促進室長　これも３回目に論点として御議論いただこうかなと思っておりましたが、第二期基本計画や、今日の資料の中にも広域的な対応についても少し入れていますが、小規模な自治体で個別に取組が進んでいくことがなかなか難しいというような実情も恐らく、この調査結果などを見ているとあろうかと思います。都道府県の関与なども含めて、どういった形で進めていくことが可能だろうかという点はぜひ御議論いただきたいと思っております。

○永田主査　ありがとうございます。嵩委員がいらっしゃるうちにと思ったのですけれども、主な内容、都道府県の支援については後半の御議論になってくるかなとは思うのですけれども、この時点で小規模な自治体の支援についても何か御意見あればまたいただければと思います。

ほかは、何でも結構ですので、星野委員、お願いします。

○星野委員　すみません。ありがとうございます。社会福祉士会の星野と申します。

今、小規模自治体の話もあったのですが、改めて今回確認したいと思っていることが、今までお話が出ておりましたけれども、法定化するということは、そういった機能を、中核機関を設置することができる規定を設けることによって、それを進めていこうということなのですが､嵩委員もおっしゃったように､その取組が難しい小規模自治体においては、センターという機能が仮に設置できなかったとしても、ここで示されているような機能や役割が果たせるような体制を自治体の中に構築するということこそが目指すべき目的ということを改めて確認しておきたいと思いました。

小規模自治体が単独で難しくて広域で実施することもあることは理解しているうえで、私がおります東京においても、島嶼部などにおいては広域対応ではなくても、基礎自治体の中で相談支援がうまくいっているというケースもあります。島嶼部は東京においてはまだ中核機関は設置されていないのですけれども、そのような自治体の取組というものを、センターを設置するということを目的化するのではなくて、第三期基本計画に向けては、求められる機能といった中身を具体的に示しこういったものが提供される地域体制であるかというところを目標として設定していくことが大事かと思いながら、今回の資料を見させていただきました。

入り口のところの支援が大分進んでおりますというお話がありました。資料の16ページで、これは中核機関を設置している整備済みの自治体における状況ですが、整備前においても、全般的に相談支援は進んできています。しかし、支援チームの形成支援や自立支援のところはまだまだ取り組むべきことが多いという御説明だったのですが、この入り口の相談支援というものはやはりとても大事だと思っていて、この中身をもう少し丁寧に見ていくと、権利擁護支援の相談が受けられること、これが先ほど申し上げた、中核機関が設置されていないのだけれども、それぞれの地域の実情に応じて取り組んでいる実態がまずあるということで、例えば専門職がいない、不足している地域においても、成年後見制度ではない形であっても、権利擁護支援に対応しているという取組をしっかりと見ていく必

要があるだろうと思います。

この入り口の相談支援にしっかり取り組むことが後々、後見制度につながり、その後、法改正が動き出したときに終わることができるのかどうかの検討にもつながるという流れになりますので、この入り口のところをしっかり見ていく必要があるだろう。それは必ずしも後見制度ありきではないということで考えられると思います。

それから、第三期基本計画で、これは最終的にどこまでの内容が盛り込まれていくのかというところは多分、これから出てくるのだと思うのですが、本当に難しい５年間だと思うわけです。令和９年から改正された社会福祉法が動き出しますし、民法改正のほうが令和10年の秋頃と言われている中で、では、それまで何もできないかというと決してそうではなくて、令和10年を見込んだ令和９年の動き方というものもあるわけなので、そういったところも必要かなと思います。

それともう一点、この部分で言いたいことが本人情報シートのことです。これはワーキング・グループ１のほうでも出ていたと思うのですけれども、法改正というところを考えると、医学モデルから社会モデルに近づいたというわけですから、これまで活用されてきた本人情報シートがますます重要になってくるわけです。この辺りは最高裁判所のほうに御質問になるかもしれないのですけれども、専門家会議においても今後、本人情報シートの改訂というものは考えられることはおっしゃっていただいたのですが、この本人情報シートが今の入り口の支援のところでより使われていくことが見込まれていくと思います。そういった中で、本人情報シートの改訂や意思決定支援の取組のところを踏まえると、まだなかなか現状では足りていないところがあるかなと考えます。

というのは、いまだに介護保険の認定調査や障害区分の調査のように、本人ができないことが書かれているシートがとても多いです。できないことではなくて、支援を受けながらできるということが分かるようなシートに変えていくことが求められると思いますし、さらに支援者の意向や方針ではなくて、本人の希望とか思いというものが拾われるようなシートになっていく必要があると思っていますので、本人情報シートはこの入り口のところでも重要だと思っているということを意見として伝えます。

以上です。

○永田主査　ありがとうございました。

まずは１点目、重要な御指摘かなと思ったのですけれども、数から質に移ってきているというのはそのとおりかなと思いますし、同時に中核機関の設置が目的ではなくて、機能がしっかり果たされているかということを確認しておく必要があるし、そういうふうにできているところもあるのではないかということで、そういうような進め方というものも考えていいのではないかという御提案かと思います。

あとは、やはり入り口が大事になってくるというのは、制度改正を見越していっても、そのとおりかなと思いますし、適切な形で支援につながることが、終了できるかどうかということにも当然つながってくるということ。それから、令和９年、10年に始まる制度改

正を見越して動いていく必要もあるので、第二期基本計画の中で制度改正後と制度改正前にできることというものの整理が必要ではないかということ。

本人情報シートについては、本人目線での視点というものが重要で、それに伴う改訂も必要なのではないかという、これは御質問もあるかなと思いますので、最高裁判所のほうからお答えをいただけますでしょうか。

○遠藤第二課長　最高裁判所でございます。御質問いただきましてありがとうございました。

星野委員から本人情報シートの関係でお尋ねをいただいているところですが、御案内のとおり、本人情報シートは一次的には医師の判断の補助資料として位置づけられていますが、その内容に照らして、後見人等の適切な選任のための資料として家庭裁判所においても活用をしているところがあると思います。

今の星野委員のご指摘は、そういった本人情報シートの機能や基本的な位置づけとの関係では、補助開始のみならず、終了の判断に必要な情報を適切かつ合理的に収集・取得する方策として、本人情報シートの活用を考えられているという御指摘を含んでいると考えます。

ご指摘につき、最高裁判所としては、まずは補助の開始、あるいは終了における必要性等の判断に当たってどのような事情を基礎とするべきなのかといったことに関する、家裁各庁における運用の検討を進めていく中で、あるべき運用の在り方に見合った形で、本人情報シートの改訂の要否なども含めて考えてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○永田主査　ありがとうございました。

今回の成年後見制度の見直しも本人の意思の尊重というものが非常に重要な基調になっているかなと思いますので、そういった観点で本人情報シートの見直しも必要なのではないかという御意見だったかと思います。ありがとうございます。

十河委員のほうも手を挙げていただいていますね。お願いいたします。

○十河委員　ありがとうございます。香川県社協の十河と申します。よろしくお願いいたします。

今回の第三期基本計画に当たっては、やはり都道府県社協や市町村社協の役割というものはすごく大きくなってくると認識しています。個別の相談とか対応ということだけではなくて、地域のいろいろな御相談を受けて、必要な機関とか関係機関をつないで、地域の権利擁護支援の体制をつくっていくという社協の役割はすごい大きいなと認識をしています。その上で、体制の整備というところに関しての発言と、あと、広域というところの２点、発言をしたいと思います。

体制の整備というところでいくと、中核機関、コーディネート機能とありますが、どうしても個別の相談支援とか個別の相談対応のところに係ることというものが非常に多いか

なと思っておりまして、本当は地域のいろいろな中核の機関としてネットワークを形成したりとか調整役というところはすごく重要な役割だと認識していますが、現時点で香川県内の状況だけを見てみても、なかなか中核機関の体制、職員の体制も含めて、そこがまだまだ弱いのではないかと認識しています。そういった面で、財政面も含めた体制整備ということは一つ必要であると思っています。

あと、嵩委員から御指摘のありました広域の取組というところでは、都道府県社協とか都道府県の役割というものが非常に大きいなと認識しています。先ほど厚生労働省のほうからも広域の取組の体制ですとか、いろいろパーセンテージは御説明をいただいたかと思っています。今後、中核機関をどう考えるかという、先ほどの星野委員の設置をしただけではいけないという話もありまして、機能で考えるということであれば、広域の取組も、何か広域で１か所で設置をしたらそれで終わりという話ではなくて、広域を設置するに当たっての各自治体で担ったほうがいい役割は何なのか、広域でもやれることが何なのかという、やはりそこそこの話合いといいますか、整理が必要なのではないかと思っています。例えば研修、市民後見人の養成とか、そういったことであれば広域でできるのかとか、何か広域でやったほうが効果的なことと、それぞれの地元でしっかり取り組んだほうがいいことはこれから整理をしていったほうがいいかなと思っています。

あと、近隣の市町の関係性とか、そういったことも踏まえて、広域の取組というものは整備されていったほうがいいと思っておりますので、そういった意味では都道府県社協や都道府県の役割ということを今回、しっかり議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

せっかくの機会ですので、御存じの方も多いと思うのですけれども、香川県は先ほどの資料でも17市町村のうち17で整備がされているということで、都道府県社協のほうでもいろいろ努力されてこられたと思うのですけれども、設置が目的ではないという御意見もありますけれども、そのような設置の状況になっているというのは、何か県社協、それから、香川県として、どんな御支援をされてきたのかとか、もしよろしければ参考までに御紹介いただけたらと思います。

○十河委員　ありがとうございます。決して十分な取組ではなくてということでお聞きいただいたらと思っています。

ここは都道府県と都道府県社協とで一緒に市町を訪問させていただいたり、圏域での協議会というものを重ねてきたと認識しています。その中で、先ほど述べましたとおり、県全体でカバーしたほうがいいことがどの部分なのか、各市町で必ず対応したほうがいい部分というものがどの部分なのかといった話合いをさせていただきました。その中で、一つの市町で取組が全てできるというところに関しては、あくまで後方的なサポートということですが、やはり専門職のいろいろなサポート体制とか、そういったところが各市町だけでは対応が難しいというところに関しては、県全体のネットワークでその市町の活動をサ

ポートするという、いろいろな多層的な取組を意識してきたつもりではあります。まだまだ十分ではありませんが、今後もその取組は進めたいと思います。

以上です。

○永田主査　ありがとうございました。

そういうことで、十河委員のほうからは、やはり役割の整理、都道府県でできることと、やったほうがいいことと、それから、市町村でやるべきことというものはしっかり整理していくということも重要なのではないか。また、多層的な支援の仕組みというものが必要なのではないかということで御指摘をいただきました。ありがとうございます。

論点が３つあるうちの中で、やはり行ったり来たりする面はあるかなと思いますけれども、そこは後で調整すればいいかなと思いますので、あまり気にせず御発言いただいたらいいかなと思います。ありがとうございます。

ほかの委員の方は。

水島委員、お願いいたします。

○水島委員　水島でございます。今日はざっくばらんにお話できるということで、私からは、各省庁に対する質問もそうですけれども、各委員の皆さんもどう考えるかというところもお聞きしたいと思っている点がございます。

それは、地域権利擁護相談支援センターが今回、法改正において明記され、改正社会福祉法第106条の16第４項では、地域権利擁護相談支援センターの設置者は自ら、その実施する事務の質の評価を行うこと、その他必要な措置を講ずる。その実施する事務の質の向上を図るよう努めなければならないとされ、第６項では、市町村は、その事務の実施状況について評価を行うよう努めると書かれている点についてです。この点について、中核機関、地域権利擁護相談支援センターはどのような観点で質の評価をされるのか、すべきなのかについてはこれまであまり議論がなされていないように思われますので、まず、厚生労働省の中の議論では、どのような評価を考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

そして、委員の皆様にもお伺いしたいのは、私自身は、質の評価と書かれているわけですから、もちろん形式的な体制が整っているかということも大事なのですけれども、実際のところ、例えば意思決定支援に関して、ちゃんとそれがその地域に住まう当事者本人に行き届いているのかどうかとか、権利擁護支援に対するモニタリングができているのかどうかといった質の部分をちゃんと見ていくことが重要かと思われます。

ですので、中核機関、地域権利擁護相談支援センターの運用を考えるに当たって、どのような評価の在り方が望ましいかについてご意見を伺いたいという意味で質問させていただきました。

一旦、発言をここで終わらせておきます。

○永田主査　ありがとうございます。

法文の中にも質の評価ということがありますので、そこは厚生労働省としてはどんなこ

とを評価する観点をお持ちなのかという御質問だったかと思います。お願いします。
○占部成年後見制度利用促進室長　この規定の考え方ですが、まず、今回は設置することができるという規定になっているので、実際に市町村が設置者として設置をした機関に対してどういう形で関わるのかということでこの規定を設けていることになります。したがいまして、設置主体として一定の方針を示して、それにのっとって、実際にセンターにおいて業務に取り組んでいただく。それを最終的に何らか、やはり評価することが必要なのだろうということでこういう規定を置いています。

法制的には､介護保険制度の地域包括支援センターなどでも類似の規定がございまして、基本的にはそれと同じような仕組みとするということを想定しています。具体的に、個々の評価項目とか評価指標をどういうものにするかということについては、施行までの間に市町村に対して一定の考え方を示すことを念頭に置いています。
○永田主査　お願いします。
○水島委員　ありがとうございます。

今の考え方ということについては理解したのですが、では、介護保険のまま、そのまま連動する形でいいかというと、やはり中核機関、地域権利擁護相談支援センターが法定化された意味ですとか、そういったところを委員の皆様もこれまで、いろいろな期待というものも含めて、おっしゃってこられた。それが一つの評価軸というような形でしっかりと踏まえられるべきではないかと考えているところでございます。

そのような観点では、私はやはり意思決定支援の浸透及び実践といった部分の状況も含めた評価が必要ではないかとは考えているのですが、もしよろしければ主査からほかの委員の皆様にも問いかけていただければと思います。
○永田主査　ありがとうございます。

大事な観点で、評価するといっても、例えば成年後見につながった数を評価してしまったら、それは全然違ったものになってしまいますので、何を大事に第三期基本計画をしっかり位置づけて､それが評価にも反映していくということになっていくかと思いますので、今、水島委員のほうからは意思決定支援を大事にすべきだということで御発言いただきましたけれども、ほかの観点でも、こういった点を大事に評価。評価ということは、要するに中核機関の機能をどうしていくかということにもつながっていくのかなと思うのです。

大塚委員から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。
○大塚委員　ありがとうございます。提供する支援やサービスの質の評価というものは重要な観点だと思っております。

一つは、不適切な苦情的なものをきちんと処理しているかどうかということは非常に重要かと思っています。そういうものがなくなることを通して質を向上させるということが一点あります。

それから、もう一つは、私のところは障害者関係の団体なので、もちろん、専門職によるいろいろな観点からのチェックとかということでの評価がありますけれども、ぜひ当事

者であるとか、家族であるとか、第三者とは言えない、利害関係者ではありますけれども、一番ダイレクトにつながっているところの人たちの話、あるいは協議会における意見の聴取。そういうものを通して、ぜひ質の向上に努めていただきたいと思います。

以上です。

○永田主査　ありがとうございました。１点目は苦情対応で、これはこの協議の中でも重要な一つの論点だと思いますし、それから、重要なのはやはり評価に当事者の参加が重要なのではないかという御指摘をいただいています。また、協議会等で多様な主体の中で評価をしていく。そういった評価の仕方とか、誰が関わるのかという観点も非常に重要なのではないかという御指摘だったかと思います。

この辺りは水島委員のお考えとも近いのではないかと思いますけれども、もし補足があれば。

○水島委員　ありがとうございます。水島です。

今、大塚委員がおっしゃったように、苦情に関して、あえて言うなら、その苦情が本人からその必要に応じて上げられるかということもまた重要でございまして、本人自身がふだんの日常生活において、例えば施設、様々な事業所等でのサービス等も含めてですけれども、本当は言いたいのだけれども言い出せないとか、１人ではなかなか難しいという実情も考える必要があります。それは苦情と言ってしまうと、受け手側からするとマイナスイメージを持ってしまうかもしれませんが、どちらかというと、希望、要望といいますか、そういったところをちゃんと地域の中で埋もれないようにする仕組みがちゃんと整っているのかどうかということも併せて、私は重要と考えております。本人の声が適切に上げられるような仕組みです。

それから、当事者評価についても本当に必要だと思っております。これまでも当事者協働という形で申し上げておりますけれども、評価だけではなく、様々な企画への参画も重要です。例えば、障害者権利条約や意思決定支援に関する研修ですとか、そういったところにおける当事者の協力・協働、さらに地域連携ネットワークに関する協議会における参画・協働もそうですし、様々な場面で一緒にやっていくと部分を当たり前にしていく、この道筋が非常に重要なのではないかと思います。したがって、私としてはこの当事者参画・協働というものを評価の一指標として入れるべきだと思っています。

○永田主査　ありがとうございました。テーマは相談支援センターの整備とかコーディネート機能の強化ということなのですけれども、整備していくに当たってとか、コーディネート機能を発揮していくに当たって、やはりそこに市民や当事者の方がちゃんと参画しているのかというのは、特に権利擁護支援をしていくセンターですので、重要なのではないかなというのは評価にかかわらず改めて確認をできればと思いますし、第三期基本計画でも重視していかなければいけない点かなと思います。

この第１のテーマなのですけれども、自治体の皆さんからももし御意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

都道府県は第３の議題になっているかと思うのですけれども、宮崎県ももし何かあれば御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
○深谷代理　宮崎県でございます。
当県におきましては、県内全26市町村におきまして中核機関としては整備されておるところでございます。しかしながら、現在、相談機能というところにとどまっておるような状況でございまして、今後、それをどうつなげていくかというところが課題として残っている、検討していくべきことであると考えているところでございます。
以上です。
○永田主査　もしよろしければなのですけれども、形成機能であるとか自立支援機能みたいなところにつなげていくことが市町村で難しい理由とか課題になっていることみたいなものがあれば、もし御発言で少し補足していただければと思いますが、いかがでしょうか。
○深谷代理　現在の県としての認識でございますが、やはり特に中山間地域における市町村の人的な、マンパワーの面でなかなか厳しい状況もございまして、体制整備に人的面と、あと、関連はするのですが、予算面でそこにつなげていくところで実施が難しい状況にあると把握しているところでございます。
○永田主査　ありがとうございました。
そういった意味では、人材面というものが特に課題になっているということだと思います。ありがとうございます。
河上様はいかがでしょうか。もし伊方町のほうで何かございましたら補足いただければと思いますが、いかがでしょうか。
○河上代理　伊方町です。
先ほど宮崎県が言われたように、当町もすごく小地域なので、やはり人的な部分の不足、相談に関しては対応可能なのですけれども、そこからの形成支援であったりとか技術支援ということの質をどうしていくか。でも、そのためには、人的な支援というものは確保していかないといけない。そこら辺の課題というものがあるのかなと思います。
以上です。
○永田主査　ありがとうございました。
そうしましたら、もう少しだけ、この議論で御意見を伺いたい点があるのですけれども、先ほど相談機能のほうは何となくできてきているというお話がかしこで出ているのですけれども、一方で一次相談から中核につないでいく機能みたいなものももう少し強化したほうがいいのではないかというような御指摘もあったかと思います。一次相談から中核機関へのつなぎみたいなところで課題とか今後強化していくべきようなことがございましたら御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、ほかの観点でも。
星野委員、お願いします。
○星野委員　何度も発言して申し訳ありません。今の点からずれたら申し訳ありません。

一次相談から二次相談へというところなのですが、相談支援からチームの形成・自立につながる難しさという話があったのですが、私の理解ですと逆かなと思っていまして、相談支援がしっかりできていればおのずと支援チームの形成支援へつながっていくと思うのです。それは人的な問題、予算的な問題もあると思うのですが、多分、数を考えてしまうとそうなると思うのですが、一つの事例でもそれができたということが体感できると体制が変わっていくのではないかとずっと思っています。

さきほどから件数で測るのではないというのが出ていたように、それこそ形成支援のところで本人の意向とか本人の同意はどうだったかということを、今、私が関わっている地域では意識し、確認しながら検討しています。多くの事例は取り扱えないのですが、この事例はどうしても検討したいという事例に絞って丁寧に取り扱っている自治体もあります。そういうことは恐らく、どの地域でも形やメンバーは違ってもやっていらっしゃるのだと思うのです。

ただ、成年後見につながっていないとか首長申立てをしていないから何となくそこができていないではなくて、そこがしっかり検討された上で、成年後見以外の方法で支援をしているのだという根拠といいますか、そういう実績を重ねることこそが大事であって、これから本人の同意で、例えば本人申立てを支援するような仕組みというものを今まで以上につくっていく必要があると思うのですが、それを年間で何件やるということが目標ではなくて、１件でもいいし、検討したけれども、やらなかった。でも、それも実績だと思うのです。何かそういうようなお伝え方をしていただくことで、水島委員もおっしゃったけれども、本当に本人の希望とか、そういうものが反映されているのか、当事者参画はあったのか。そういったことは、件数でなくて質で見るというのはそういうことではないかと思いました。

○永田主査　ありがとうございます。

権利擁護相談支援センターですので、成年後見制度につなげなければいけないわけではないので、御本人の権利擁護はいかに図られたかというものを丁寧にやっていくことで、実は相談支援が一番重要なところで、そこがしっかりできていないと適切な支援につながっていきませんし、そこがしっかりできていれば、おのずと次の支援が何なのかというものも見えてくるということではないかと思いました。ありがとうございます。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員　使う側の立場からで素人の意見になってしまうのですけれども、今、星野委員がおっしゃったように、この権利擁護支援センターが制度利用のための入り口の拡大という捉え方をするのではなくて、本人の生活に合った支援の選択肢を増やすことがまず大事なのではないかと思います。そして、センターが見守りや日常的な意思決定支援を担うことで、後見制度だけでは補えない柔軟な支援が可能になる、そういったことが家族にとっての安心にもつながるし、制度を使うか使わないかという検討も可能になるのではない

のかと思っています。

まずは、認知症の人が本来、意思を持つ、生活を営む主体として皆さんに捉えていただく。そして、そういう捉え方をした制度設計というものが不可欠ではないかと思います。民法改正が示すように、本人の意思形成を支える支援は制度の中心にあって、そして、運用が画一的で、本人の選択の機会を奪うことがないよう、御本人の生活史や価値観などを丁寧に理解していただいて、意思形成支援を実質化する仕組みであるよう、この辺りをきちんと捉えた制度設計をしていただきたいと強く願っています。

また、社会福祉法で法定化された地域権利擁護相談支援センターは、成年後見制度の入り口、伴走支援、あるいは後見人支援の中核として位置づけられると理解しています。制度利用の前の相談、意思決定、そして、場合によっては任意後見契約等の準備や、後見人とのコミュニケーションの調整、あるいは生活状況のモニタリングなどを一体的に担うために、今まで重層的支援体制整備事業で培われた包括的支援のノウハウというものをこういうところで生かしていただくなどし、その役割を担っていただければと願っています。

以上です。

○永田主査　貴重な御意見ありがとうございます。今、相談支援機能とかというふうに、機能で整理しているのですけれども、そこに、さっきの水島委員の意見もそうなのですけれども、やはり意思決定支援とか本人の意思を尊重するとか、何か軸を入れておかないといけないのかなというのは、今、皆さんの議論を聞いていて思ったところです。

それから、相談支援の手前のところというものがやはり非常に重要なのだというのは先ほどの星野委員の御指摘とも重なる部分で、それも、今、場面を３つに分けているわけですけれども、そこは一個一個分かれているわけではなくて、非常に一体的なのだという御指摘かなと理解いたしました。ありがとうございます。

そうしましたら、多分、テーマは行ったり来たりしていますので、また戻っていただいても結構ですので、一旦、こちらの最初の議題は以上とさせていただいて、次の議題のほうに移らさせていただきたいと思います。議題の「（２）地域の実情に応じた多様な主体との連携強化」ということでございます。議題の（２）について、厚生労働省、それから、最高裁判所の順番に御説明をいただきます。

まず、厚生労働省のほうから御説明をお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長　それでは、資料２－１について御説明をさせていただきます。

資料２－１の２ページのとおりですが、現在の第二期基本計画においては、地域共生社会の実現という目的に向けて、御本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護を位置づけています。その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実といった内容をさらに進めるという整理としています。

その具体的なイメージは３ページに記載のとおりですが、資料の４ページ、実際にこうしたネットワークを構成するための仕掛けとして、第二期基本計画では協議会というもの

の運営を通じて、多様な主体が理念を共有して、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく環境を推進することとしています。具体的な市町村の協議会の性質については、資料の４ページに記載の３つに分けて性質を整理しているということです。

資料の５ページ以降は、こういった協議会の仕組みも活用しながら、市町村あるいは都道府県が家庭裁判所との関係でどのような形で連携をしているかということです。市町村レベルでは、協議会への家庭裁判所のオブザーバー参加や、協議会での検討事項に家庭裁判所との連携が含まれているという市町村が、協議会を設置している市町村の半分ぐらいということですが、７ページのとおり、具体的な情報共有や連携調整の仕組み化といったところまではまだなかなか進んでいないという結果となっています。

一方で、８ページ以降ですが、都道府県単位や圏域単位での協議会においは家庭裁判所のオブザーバー参加が比較的行われているという状況です。

少し飛んで、13ページ以降ですが、これも先ほど引用した、７月に公表された総務省の調査結果ですが、調査回答市区町村の４割程度が家庭裁判所と連携していないという回答となっており、連携していない理由としては、右のところですが、例えば家庭裁判所で何ができるか分からないとか、調整内容が不明だとか、具体的な連携内容が分からないといったところが挙げられているといます。

資料の14ページは、家庭裁判所との意見交換の場が設けられている市区町村の割合で、調査回答市区町村の４割程度で設けられていると回答しています。これらを契機として具体的な連携に発展した例があるという回答も見られます。

15ページは、都道府県が主導して広域で対応しているような事例について記載しています。都道府県が中核機関の設置を検討している市町村を訪問して必要性の説明等を行う際に、家庭裁判所がオブザーバーとして同行した例などが記載されています。

16ページは、連携の具体的な内容として、親族後見人の支援について、中核機関において接点のない親族後見人等の支援につながるように、家庭裁判所からの後見人への発送書類に中核機関等の案内資料を同封しているといったような事例などについて記載しています。

こうした後見人等への支援という観点からは、資料の17ページですが、三重県伊賀市・名張市の事例のように、後見人の相互交流や、専門職が相談にも応じる場を設けるといった取組事例もあり、それも併せて資料に記載をさせていただいております。

こうした後見人等の支援という観点から様々な取組を行っているものについて、家庭裁判所との連携体制の確保ということで、資料の18ページですが、中核機関の取組事例についてまとめています。こういったものも自治体向けの取組事例ということで周知をさせていただいています。

19ページですが、こちらは地域連携ネットワークに参画することが期待される多様な主体について、第二期基本計画ではこの上側に書いているような形で整理をしているところですが、今回の民法改正に伴い、包括的な代理権や取消権を有する後見の制度が基本的に

なくなり、必要最小限の権限付与を基礎とした本人の自己決定を尊重する保護へと転換を図るということですので、そういう意味では、消費者被害の防止については、補助制度のみではなくて、地方消費者行政、地域福祉その他の見守り活動等との連携による体制の強化が重要となるのではないかということを記載しております。

今回の社会福祉法の改正でも、資料の20ページのとおりですが、福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務として、新たに「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない」としているところです。

これらを踏まえ、21ページ以降に、中核機関設置済み市町村と消費者生活センター、あるいは金融機関といったところとの連携状況について、それぞれ記載をさせていただいております。

それから、資料の24ページでは、茨城県取手市の取組状況として、成年後見制度の協議会と、消費者安全確保の協議会で、成年後見制度については事務局を市町村が担って、消費者安全確保地域協議会については消費生活センターが事務局を担っているということですが、これらが協働して、両方を兼ねた協議会を実施しているという例を記載しております。

また、金融機関との連携については、資料の25ページ、福岡県水巻町の取組ですが、町内の金融機関で、日常業務の中で高齢者や障害者などの気になる状況を発見したときに、町や社協の権利擁護センターに連絡してもらうということで適切な対応ができるように協定を締結しています。この協定を結んで以降、いろいろ金融機関からの相談があったり、あるいは金融機関でチラシを置いてもらって、それを契機として電話で御相談をいただくといった形につなげているというケースを記載しています。

こういう現状の取組状況を踏まえまして、資料の28ページの論点としては、地域連携ネットワークにおいて、後見人等の支援を含めて求められる機能を発揮するために、市町村・地域権利擁護相談支援センターと家庭裁判所との連携をより進める観点から、必要な方策についてどのように考えるかということと、消費者行政や金融分野をはじめとして、どのような主体との連携を進める必要があると考えられるか。また、そのための方策について、どのように考えられるか、としております。

資料についての御説明は以上です。

○永田主査　ありがとうございました。

続いて、最高裁判所からの御説明をお願いいたします。

○遠藤第二課長　最高裁判所でございます。お手元の資料２－２に沿いまして御説明を差し上げます。

まず、スライド２ページを御覧ください。「裁判所における取組の状況①」というスライドです。最初に、裁判所における第二期基本計画及び中間検証を踏まえた地域連携ネットワークづくりに係る取組について御説明をいたします。

地域連携ネットワークづくりへの協力や関係機関との連携の重要性につきましては、裁判所内部におきましても認識の共有が図られているところでして、実際の取組としても、こちらのスライドにございますように、複数の家庭裁判所において、司法機関としての立場から、可能な範囲で、地域や家庭裁判所の実情に応じた相互理解を基盤とする地域連携の取組を進めているものと承知しております。

より具体的に申し上げますと、例えば複数の家庭裁判所においては受任者調整会議の傍聴・見学などの取組が行われているものと承知しております。このような取組を通じて、権利擁護支援チームの形成支援の観点を踏まえた同会議や支援の重要性についての理解を深めているものと認識をしています。

後見人等の選任は、これは裁判事項ということにはなりますが、このような取組や裁判所内部の議論を通じて、家庭裁判所においてチームの形成支援の一環として行われる受任調整の結果を十分に考慮して後見人等を選任することによって、申立前からのチーム形成と選任後のチームによる支援の連続性を保ち、結果として、これが御本人の利益にも資するといった考え方が共有されてきているものと承知をしております。

また、このような観点からの取組の一環とも言えますが、複数の家庭裁判所においては、自治体などが主催する協議会などにオブザーバーとして参加をして、個人情報を含まない模擬事例の検討などを通じて、後見人等を選任する際の考慮要素を共有したり、後見人等の候補者のイメージの共通認識を深めるといった取組も行われているものと承知をしております。

このほか、家庭裁判所の実情に応じて、各自治体が主催している市民後見人養成研修などに講師を派遣したり、あるいは自治体に対する管理継続中の本人数をはじめとする統計数値の提供といったことにも継続して取り組んでいるものと承知をしております。

続きまして、スライド３ページを御覧ください。第二期基本計画における中間検証報告書におきましても、家庭裁判所と市町村や中核機関とが適切な役割分担の下に連携を図るためには、適時適切な双方向の情報共有の仕組みを整える必要がある旨、指摘をされているところです。

これについて、家庭裁判所においては、家庭裁判所と自治体などとの連絡協議会といった場を通じて、まずは連携のための窓口を明確化するなどの取組がなされているものと承知をしております。

また、家庭裁判所と中核機関との間で情報共有の仕組みを整備するという意味では、この度、社会福祉法等の改正により、中核機関が法定化されたことは重要であると考えているところです。

最高裁判所としては、中核機関の法定化に向けたこれまでの議論を注視するとともに、家庭裁判所に対しても随時、情報提供してきましたが、今般の社会福祉法等の改正により中核機関が法定化されたことに伴い、改めて、司法機関である家庭裁判所と、福祉・行政機関との間での適切な役割分担を踏まえた双方向の情報共有の在り方について、その地域

の実情も踏まえて検討していくことになると考えております。
最高裁判所からの報告は以上です。
○永田主査　ありがとうございました。
それでは、議題２の意見交換に入りたいと思います。厚生労働省のほうからは、特に検討が必要だと考えられる論点について提示をされていますので、この点を中心に、また、今の最高裁判所のほうからの御報告も踏まえて、御発言をいただければと思います。
まずは自由に、挙手で御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。
大塚委員、お願いいたします。
○大塚委員　ありがとうございます。
資料２－１の４ページの「３．第二期基本計画における協議会の位置付け」ということで、個別事案対応について検討の場のイメージです。特に多様な主体ということで、私は障害の分野なので、ここに地域の相談支援機関ということで、障害の分野から言ったら、この検討の場とかにどんな役割があって、どんなことが果たせるか、あるいはここにどんなふうにうまくもっと参加して、私たちの分野の機能を発揮できるかということを考えています。
多分、基幹相談支援センターであるとか、あるいは相談支援事業所ということなのでしょうけれども、そもそも、今の相談支援というものが計画相談というところでうまくいっていける地域のいろいろなところのネットワークに参加して具体的な連携体制を取っていくということ自体が多分、今の障害者相談の中に目標としてはあるのでしょうけれども、きっちりと位置づけられていないと思うので、それは障害の分野、医療福祉、労働、あるいは教育分野とか、ネットワークはつくるということはあったのでしょうけれども、今は触法障害者ということで、家庭裁判所との連携などが始まっているとは思うのです。
その中で、先進事例はもちろんあるのですけれども、全般的な全国の状況では積極的にネットワークに参加していろいろな役割を果たそうということはないのではないかと言ったら怒られてしまうのですが、そういうことをつくっていかなければならないと思っています。機関も活躍できるのだということも含めて、そういう相談支援自体を変えていく、あるいはネットワークの一員としていろいろな仕事ができるちょうどいい機会だと思っています。障害者相談を活発にするためにも、今回のこの地域の権利擁護支援ネットワークとか、これを契機にしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。
以上です。
○永田主査　ありがとうございました。
障害分野では基幹相談支援センターなどが割と、この協議会に入ってくださっている例が多いのかなと思うのですけれども、何か補足はございますか。
○赤川地域生活・発達障害者支援室虐待防止対策専門官　障害保健福祉部の赤川と申します。よろしくお願いします。
大塚委員のおっしゃるとおりのところは私も感じます。ただ、そういっても、基幹相談

がない市区町村などでも、本当に熱心にやられている計画相談の方も、私は実際に協議会の代表をやっていましたけれども、関わってきたので、そういう人たちのよい取組などを吸い上げたりして、それが全国に普及していけたらいいなとは思っております。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

○大塚委員　ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

○永田主査　ありがとうございます。

私の関わっている協議会でも障害の基幹相談支援センターの皆さんがいろいろ積極的に御提言いただいていますので、そういったものが全国に広がっていくといいかなと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。特に家裁との連携であるとか、消費者行政、それから、金融機関との連携みたいなことが課題としては挙げられていましたけれども、この点について、また、それ以外の点についても、ネットワークや協議会の在り方について御発言いただければと思います。

星野委員、お願いします。

○星野委員　すみません。星野です。

厚生労働省の資料で書かれている障害者センターであるとか金融機関とか、取組が進んでいる地域が増えていますので、そういう実践を伝えていくということもあるのですが、私として気になっていることが、今般、身寄りのない方に対する事業が、いろいろ取組が進んできている中で、ここが社協だけでは当然、担うことは難しいということで、民間で死後事務の辺りとか、身寄りのない方に対する身元保証的な役割などを担う事業所が出てきている。これも地域差はあるのですけれども、そういう民間活力といいますか、民間の力を活用するということは基本的にあると思いますが、そのときに中核機関、権利擁護相談支援センターがどういう役割を担うのかというところも重要です。ネットワークの中で実務的なことを行うということが社協には特に求められていると受け止められていますが、むしろ、中核機関としては地域の実態を踏まえて、そういったいろいろな多様な主体の情報をしっかりと把握をしたり、ハブ的にまとめていくような機能などがこのネットワークの中では求められてくるのかなと思います。そういったことが第三期基本計画の中に出てくるといいのかなと思ったという意見です。

それから、もう一点、家庭裁判所のほうなのですけれども、今、御説明あったとおり、本当に地域に顔が見える形でどんどん取組みを進めているということに対してはとてもありがたく思っているところがありますが、先ほどもありました個別事例の共有のところがより具体的に示されていく必要があるかと考えます。広域的な会議体、都道府県単位の会議体では連携が進んでいるのはその通りなのですけれども、個別の事例、先ほどもありました後見人等への苦情、御意見、要望とか、そういうところは、受任をしている専門職の場合、専門職団体との連携ということもこれまでの専門家会議の中でも議論がなされまし

たけれども、自治体と家庭裁判所だけではなく専門職団体や、法人後見を受任しているような団体などとの連携と、また、個別の案件における具体的な情報共有の在り方とか連携のようなものがもう少し、よりイメージできるような形で示されるといいかなと思いました。

以上です。

○永田主査　ありがとうございました。身寄りのない方の問題だけではなくて、金融機関も含めて、民間の皆さんに入っていただくときにやはり難しいのは、特定の団体だけに入ってもらっていいのかどうかというのは実務をやっていると結構難しいところがあって、その辺りをどう考えていくのかというのもすごく大事なところかなと思います。

金融機関も、私の経験の範囲だと、一つのところだけに入ってもらうとまずいといいますか、難しいですということになってしまって、だけれども、金融機関の組織みたいなものがないと、そこから代表して入ってもらわないと難しいですみたいな感じで断られてしまったりとかということがあったりしますので、終身サポートの事業者に関しても、いろいろな事業者が出てきている中でどういう人たちに、連携はしていかなければいけないのですけれども、まず、協議会で一緒に議論していこうというときに、どういうお声がけをしたらいいのかとかというものは結構難しいなと個人的にも感じているところです。

それから、中核機関の役割、権利擁護相談支援センターの役割として、個別の支援だけではなくて、やはりネットワーク構築をしていくという、そのハブになっていくことが非常に重要なのですけれども、そこをもっと強調したほうがいいのではないかという御意見もいただきました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

十河委員、お願いします。

○十河委員　失礼します。

今、星野委員からもお話のあった、中核機関が地域の中のいろいろなもののハブになるということは私も同じく思っておりまして、そこを社協が委託を受けていたりする場合はなおのこと、やはり地域のネットワークをどう構築していくかというのはすごく重要な視点だと思っているので、そこが一点。

それから、裁判所との連携というところに関しては、各地域でいろいろな連携の事例が出てきているなと思う一方で、私たちもつい連携とかネットワークという言葉がすごく簡単に使いがちなのですが、では、連携は具体的に何をどうすることを指しているのかというところが、そこはそれぞれの地元とか現場で判断になるかもしれませんが、やはり連携という言葉にすごく惑わされているといいますか、そういうことも多用し過ぎて、実際、本当に御本人の権利擁護につながる連携とは何なのだということがもっと議論できたほうがいいかな、その積み上げが全体のネットワークになっていくのかなと思っています。

あと、併せて、多様な主体との連携ということで考えたときに、これから成年後見制度の見直しだったり、いわゆる身寄りのいない方への支援ということを考えたときに、医療

機関とか社会福祉施設における身元保証とか、そこの課題というものは一つあるかなと認識しています。というのも国のほうからは、身元保証人がいないからといって施設入所とか医療機関の受診とか入院が断られるということはないようにという通知は出ていますが、やはり現場においては、身元保証がいないことによって必要な入所とか入院とか、いろいろな対応が難しい事案も地域では起こっています。今まではそういったことに関しては、身元保証人がいない代わりに、では、成年後見人をつけてくださいという流れにどうしても現場ではなることが多かったと思っているので、この後の議論かもしれませんが、やはりそういった施設とか医療関係も含めた、本人を中心にした権利擁護の支援の在り方ということはしっかり検討できたほうがいいかなと思っています。

以上です。

○永田主査　ありがとうございました。社会福祉協議会ですから、まさにそういった地域で協議会をつくっていく役割があるわけですけれども、十河委員のほうからおっしゃられた点で重要だなと思ったのが、連携といって、リストをつくって、協議会に入ってもらったら連携できているみたいな気になっていてはやはりよくなくて、具体的に本人の権利擁護にどうつながる連携ができているのかということを第三期基本計画の中ではしっかりと見ていく必要があるのかなと思いましたし、そのリストをつくって潰していくということではなくて、本人の権利擁護のために、具体的にどんなことができるのかというものを考えていく必要があるのかなと思いました。

身寄りのない方の問題に関しては、例えば協議会の中に部会をつくって、関係者の皆さんと議論している事例なども出てきているのではないかと思いますので、そういった観点からも、施設や病院の皆さんなどとこの問題を一緒に考えていく一つの場として、ネットワークとして協議会が機能するという在り方もあるのかなと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

水島委員、お願いします。

○水島委員　では、裁判所における取組、特に連携について最高裁判所にお伺いしたいと存じます。すでに御説明でも強調されているところですし、厚生労働省の中の資料でも課題とされている適時適切な双方向の情報共有に関して、これは何についてどのような意味で情報共有するのかを、より具体的に精査する必要があるのではないかと思っています。

現状では、厚生労働省の資料を見ると、選任数等の、数に関わる情報共有というものが中心にみえるのですが、より具体的なところ、例えば地域における市民後見人の育成状況に関する情報共有や、補助終了後を見据えた当該地域の権利擁護支援の体制や個別のケースの支援状況に関する情報共有など、今後を見据えた場合には、家庭裁判所としても様々な判断を行うに当たって知りたい情報が多くあるのではないかと想像します。したがって、今後は現在の都道府県や市区町村が設置する中核機関がイメージする裁判所との連携の在り方を更新していかないと、裁判所から中核機関に問合せができることが法律上規定され

たとしても､期待した情報が返ってこないというところもあり得るところです｡もちろん、それは逆もしかりではあるのですけれども、いずれにしても、今後の実務を見据えて、双方が何を知りたいと思っているのかを洗い出しをし、双方が知りたい情報をどのような形で提供出来るのかを検討しなければならないのかと考えています。

まずは情報共有の土台をつくるために各地域において、いや、裁判所との連具体的な連携の在り方を検討し、必要事項をリストアップした上で、お互いに必要な情報共有の内容を確認していく必要があるのではないかと思いますが、この点について最高裁判所又は厚生労働省の御見解等をお聞きできればと思います。

○永田主査　ありがとうございました。今日の資料で、これは総務省が出された資料ですか。資料２－１の13ページに「連携を考えているが、司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」というものが結構多くて、多分、何かハードルがあるのかもしれないですけれども、水島委員からの御指摘は、どこで何を共有するのか、具体的に示していったほうがいいのではないかという、適時適切の中身を深めていく必要があるのではないかという御指摘だったかと思います。

もし、何か補足あればお願いしたいと思います。

○遠藤第二課長　最高裁判所でございます。御意見、御指摘ありがとうございます。

まず、前提として、今回の総務省の調査も含めてですが、市町村に様々な声があるということは裁判所としても承知をしており、そこはしっかりと受け止めて、何ができるかを考えていくということが大事なのだろうと思っております。その上で、双方向の情報共有の中身を整理していくのが重要であるというのはおっしゃるとおりだと思いますが、その前提として、裁判所も司法機関としてできることとできないことというものが大前提としてございますので、そういうこととの関係でどう考えていくかということも重要になってくると思います。

そういった意味では、例えば苦情の対応で、苦情や御要望の内容を踏まえて、関係機関間で連携して情報共有していくことの重要性については裁判所の内部でも共有がされてきているところでもあります。また、見直し後の制度との関係で考えますと、法律で市町村長等への照会といった規律が設けられたというところもございます｡この規律については、裁判所において、どういった場面でどう活用していくか、まずは運用の検討が非常に重要になってくると思います。その上で、裁判所においては、例えば終了の場面を念頭に置くのであれば、終了の場面でどういった情報が必要なのかという運用の検討をしっかり行う中で、市町村等とのそういった規律を通じた情報共有の在り方も、内部で自律的に検討を進めていくべきものと考えております。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます｡適時適切な情報共有が必要なわけですけれども､それを具体的に、今、おっしゃっていただいたような苦情の場面であるとか、それから、終了後の場面であるとか、私の理解だと、市民後見人の経験でもあるのですけれども、市民後

見人の案件について、例えば専門職が受任しているのだけれども、家庭裁判所のほうから、やはり連携が進んでくると、そろそろ市民後見人に移行してもいいのではないかというような御提案をいただいたりとか、そういうものが進んでくるとそういったようなことが進んでいくのかなと思いますので、幾つかの内容を精査しながら、内容をしっかり深めていくのが重要なのかなということですか。

どうぞ。

○水島委員　水島です。ありがとうございます。今、最高裁判所がおっしゃったように、整理をしていただくということは非常に重要だろうとは思っています。

私がこのような質問をした趣旨、背景を申し述べます。先日、中核機関等を引き受けている自治体や委託先の団体に対して、これから地域権利擁護相談支援センターという存在に変わりますよと話をしたときに、別に今までと同じですよね？と率直におっしゃる担当者の方がいらっしゃいました。例えば、裁判所からもセンターに対して照会ができるといった規定が設けられた、裁判所からも法的機関かつ守秘義務であるセンターに対して必要な情報提供等がしやすくなった、これによって今までよりもより緊密な連携ができるようになるといったことを中核機関側もしっかりと認識しておかないと、連携イメージが従来と変わらない形で進んでいってしまい、家庭裁判所が期待する連携と中核機関のそれとの齟齬が大きくなってしまうような気がしました。そういった意味では、双方向の情報共有というのは何を対象とするもので、双方が本当に何をどのように、どこまで聞きたいと思っているのかという点の具体化を図るような場をしっかりと設けていくことが重要だと感じた次第です。

○永田主査　ありがとうございます。

具体化ということで、結局、法律が変わっただけで、何も変わらないねとなってしまわないように、やはりそこを具体にしていくことが重要なのではないかという御指摘だったかと思います。ありがとうございます。

消費生活センターとか金融機関との連携について、もし御意見あれば。

山下委員、お願いします。

○山下委員　厚生労働省のほうで資料を出していただいた、26ページですか。「金融機関との連携の取組例」というものがありまして、ここでいろいろな取組をされているということが分かって、大変いいことだなとは思うのですが、ぱっと見ると、やはり成年後見制度の周知というところでとどまっている感じがあります。民法が改正されて、これから後見制度が終われる後見に変わるという話になると、それ以降に御本人で銀行窓口に行って預金を引き出すケースが増えてくるし、そのための金融商品を金融機関のほうでも用意していただく必要性がだんだん高まっていくということになるわけで、これから中核機関と金融機関の連携というときに、もう少し踏み込んだ制度理解をしていただく必要があるので、その方向での周知を考えていかないといけないなというのがこの反応を見て思った次第です。

各金融機関のほうで終われる後見に向けて、それの顧客に適切な商品を開発していただくという自主的な努力を促すためにも、銀行の側に理解を促すのが非常に重要になりますので、ぜひ、この辺についても取り組んでいければと思っております。

取りあえず、以上です。

○永田主査　ありがとうございました。確かに26ページの事例というものはいい取組なのですけれども､何となく包括でもやってきたかなということも多いのかなと思いますので、何か具体的な進める､全国でもやらなければいけないことはたくさんあるのですけれども、地域でもできることはあるのではないかと思います。

星野委員、その観点でしょうか。お願いします。

○星野委員　その観点から、後見の話に限らない金融機関の取組というものも少しずつ出てきていて、法改正を踏まえて、新制度における補助人がいなくても本人自身が取引できるような商品開発が必要ではないかとか、あるいは誰と代理契約をするかということが考え方として重要になってきます。日常生活自立支援事業などでも一部、代理をするということを行っている地域もあります。例えば、私が関わっている地域では、金融機関の方に入っていただいた勉強会の中で、限定的な内容を親族とのみ代理契約を行っている金融機関が、昨今の「身寄り問題」を受けて、これは親族だけを対象としていては駄目なのだということを理解されて、今後検討したい、と発言されました。やはり新しい法律がどう動き出すのかということの周知はとても大事で、改正法が施行される前の今こそやらなければならないことだと思うのです。それで金融機関の方も一緒になって考えていただく取組もありますということを少しお話ししたかったので、発言しました。

○永田主査　ありがとうございます。

そういう周知を金融機関の方にしていくということは重要なのですけれども、今、星野委員がおっしゃられた勉強会みたいなものはどういう場でつくられた場なのでしょうか。

○星野委員　私が関わっている地域の中核機関で、権利擁護ネットワークの作業部会として、「日常的金銭管理のあり方」をテーマとし、金融機関との連携の在り方も検討されているところでです。

○永田主査　ありがとうございます。

第三期基本計画にそこまで細かく書くわけではないと思うのですけれども、やはり連携の協議会自体はどうしても形式的になりがちなので、そうやって部会をつくって具体的に議論していくというのが多分、進めていく上では重要なのかなと思いました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員　実に些末な意見で恥ずかしいのですが、資料２－１の13ページの「家庭裁判所と連携していない理由」を見て、いささか残念な気がいたしました。私も中核機関の協議会にオブザーバー参加させていただく折があり、そこに地元の家庭裁判所の方がお見え

になっています。顔の見える関係づくりはシンプルだけれども、すごく大事だなということをその場で感じました。

先ほど最高裁判所からの御説明にもありましたように、司法機関としてできること、できないことというものがはっきりある。そういうことさえも協議会のメンバーのが全部承知されているようではなく、意見交換の場を通じてそういったことをちゃんと周知していただく、あるいはお互いに共有することで家庭裁判所との連携が実質的により深まっていくのではないかと感じています。

私からは以上になります。

○永田主査　ありがとうございます。

第二期基本計画のときも、見えている風景を共有しましょうみたいなキャッチフレーズがあったかと思うのですけれども、お互い知り合わないとなかなか分からないこともあって、一方で家庭裁判所の皆さんも、県にもよると思うのですけれども、全部の市町村の協議会に呼ばれてしまうと実際問題、なかなか大変ではないかとこちらも思ったりするときもあって、そういった体制整備も必要なのではないかということも感じたりしていますので、そういった意味でお互いの、それこそ見えている風景を共有していく場がまさに協議会だと思いますので、まず、そういったところで関係をつくっていくというのが重要かなと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

何となく個人的な経験から言うと、協議会をつくると、こういうものを見て、市町村は必要なところに声をかけてメンバーになってもらおうということでメンバーになって、１年に１回とか２回とか、これを開きましょうということにして、そうすると皆さん、特段大きな発言もなく終わるというのがよくあるパターンで、これをどうやって実質化するかというのが本当はすごく重要で、市町村の皆さんもそうなってしまうと、仕事だけが増えたような感覚になってしまって、協議会は全然意味ないねみたいになってしまうのですけれども、先ほど十河委員もおっしゃっていましたけれども、やはり中核機関がこれをどう活用していくのかとか、こういう場を使って家庭裁判所との連携を今年は深めたいとか、消費者行政との連携を深めようとか、身寄りのない問題について議論しようとか、金融機関との勉強会をやってみようとか、そういう力がないと、単なる場をつくって終わってしまうということになってしまうのかなと思いますので、そういった意味では、必要な相手をリスト化するだけではなくて、具体的にどんなことができるのか、やるべきなのかというのも少し踏み込んで考えていく必要があるのかなと個人的には思っています。

ぜひ、どうぞ。

○星野委員　先ほど評価の話が出たと思うのですけれども、私が関わっているある地域では、年間数回しか行えない協議会の中で報告だけで終わってしまうのです。意見も各委員が一言ずつ言って終わりになってしまうので、評価軸をつくったうえで報告を行うということになりました。評価軸を提示し、委員から計画の項目毎にその評価を出してもらって、

それについて議論する。それで、次の計画に反映させていくというやり方を入れるようになり、ただ単に委員が集まって意見交換をするのではない取組みをしている自治体があり、とても有益と思いご紹介しました。
○永田主査　ありがとうございます。
お願いします。
○水島委員　水島です。
今の星野委員のお話は全くそのとおりと思っていて、評価に何を入れていくべきかという話になると、その機関に何が期待されているのかという点を洗い出すことが必要なのだろうと思います。その地域において活動が十分に展開できているかという点では、自己評価もあるかもしれませんし、当事者の評価というものもあるかもしれませんし、様々な形の議論につながっていくのではないかと思います。他方で、評価が良くないから駄目だとかそういう話ではなく、どこで目詰まりを起こしているのかをお互いに認識し合い、その解消に向けて、国等の補助事業等を活用しながら、どのように地域で対応していけば良いのか考えるというのが検討していくべきポイントなのかなと思っています。
○永田主査　ありがとうございます。
併せて、先ほどの観点で言えば、協議会の構成員・構成団体というところで、やはり当事者の方であるとか当事者団体の方であるとか、そういう方に入っていただくというのもすごく大事なところではないかと思いますし、形式的にならないような工夫をどういうふうにしていくのかというのは、運営に寄り過ぎかもしれませんけれども、ただ、その点は考えていかないと実質的に機能していかないのかなと思いますので、その辺りを第三期基本計画の中でどう位置づけていくのかというのはぜひ考えていただきたいと思います。
突然振って申し訳ないのですけれども、十河委員、もし協議会で少しうまくいっている事例であるとか、本当にいわゆる協議会としてうまく機能しているというような事例とかは、香川県内ではいかがですか。
○十河委員　ありがとうございます。
うまくいっているかどうかは別なのですが、さっきの身寄りのない方等への支援とかも含めると、関係機関内にアンケートを中核機関として、それぞれの市、圏域に医療機関と福祉施設とアンケートを取って、そのアンケートを基に、具体的にどういう対応ができるかというのは協議を進めているような地域は実際にあるので、やはりそういうふうに何もなく一緒にやりましょうということではなくて、何が目詰まりといいますか、課題で、そこを解消するには多分、どこかだけが頑張るという話ではないと思うのです。みんなが、それぞれが担っている部分をちゃんと発揮したり、少しだけのり代を広げるといいますか、ちょっとだけ踏み出すということがないとやはりつながらないので、ただ、役割分担もあるので、先ほど言われたように、顔の見える関係をつくった上で、お互いにどういう役割が担えるのかということを多分、事例を基に話をしていくことがすごく大事なのだなと認識しています。

○永田主査　ありがとうございます。そういう場のつくり方みたいなものが重要なのではないかということだと思います。

併せてなのですけれども、金融機関とか消費者行政との連携というものは、やはり今の時点ではなかなか進んでいないなという印象でしょうか。

○十河委員　そうです。実を言うと、今、そこがすごく難しいなと感じています。金融機関とかも、やはり最近、ニュースでもいろいろな詐欺の事件とか、そういった事件がかなり多いので、窓口でもいろいろなものがかなり厳格になってきているなと思っていますので、通常のいろいろな後見だったり日常生活自立支援事業の業務の中でのいろいろな窓口対応での困難ということと、プラス、そういったネットワークに入って、どう協力していただくのかという２つの観点で、毎日の業務の中での困難性とネットワークをつくっていくという、両方の中で課題は感じています。

あと、併せて、オンラインといいますか、ネット上のいろいろなお金の出し入れとか、窓口に行かないお金の出し入れの話というものは多分、皆さん、すごく悩んでいらっしゃると思うのですが、やはりその観点からも、これからの後見制度でそういったところがどう変わっていくのかとか、その辺りも気になっています。

以上です。

○永田主査　ありがとうございました。

そうしましたら、後でまた少し全体で御意見をいただく時間がございますので、一旦、次の議題のほうに移らさせていただきたいと思います。３つ目の議題ですけれども「（３）民法等改正法の施行後における地域連携ネットワークの機能」ということでございます。これについては、厚生労働省から御説明をお願いしたいと思います。

○占部成年後見制度利用促進室長　それでは、資料３について御説明をさせていただきます。この論点については、これまでの議論の中でも既に若干出てきている部分ではありますが、民法の改正によって新たな成年後見制度になったときに、現在の地域連携ネットワークの機能について、どのような考え方として整理をしていくかという論点です。

資料の１ページは、法務省のほうで作成いただいている資料で、既にこの会議でも何度か出てきている資料ですが、今回の改正において、成年後見制度については、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化をするということ。それから、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となる制度となるということでございます。

現在、地域連携ネットワークの機能については、先ほどから何度も出てきているところですが、権利擁護支援を行う３つの場面に分けて、権利擁護支援の検討に関する場面、成年後見制度の利用前の場面ということと、成年後見制度の開始までの場面、申立ての準備から後見人の選任までということと、成年後見制度の利用開始後に関する場面。この３つの場面に分けて、それぞれ相談支援機能、形成支援機能、自立支援機能。こういう形で考え方を整理しているということでございます。

この３ページの資料も先ほど出てきている資料ですけれども、こういった考え方にのっとって、中核機関あるいは地域権利擁護ネットワークの機能について整理しているということであります。

この点について、今回の民法改正に伴う国会での審議において、４ページは参議院の法務委員会における厚生労働省の政府参考人からの答弁ですが、「今般の民法改正法案が成立・施行した場合には、『成年後見制度の利用を終了した後』という新たな場面が生じることとなるが、現在の中核機関の役割に鑑みれば、制度利用終了後に関する相談への対応も、重要な役割になると考えられる」ということであり、こういったところをどう整理するかということについては、引き続き専門家会議における議論等も踏まえて検討することとしているところです。

これも踏まえて、５ページは、要すればこういった３つの機能の整理ということについて、次期基本計画の中でこの民法等改正法の施行後においてどういった形で整理するべきかという論点としてございます。

以上でございます。

○永田主査　ありがとうございました。

そうしましたら、ここからは議題３の意見交換に入りたいと思います。今の論点について、皆様から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうなのですか。第三期基本計画では、４つの場面にして整理すればいいのか、もうちょっと違う整理の仕方が必要なのか。そういったことも見ながら考えていたところなのですけれども、皆様、御意見いかがでしょうか。

星野委員、お願いします。

○星野委員　すみません。どう発言すればいいか、まだまとまっていないのですが、今、確かに３つの場面で整理されているところですが、今までの話を踏まえると、支援の継続性であるとか、つながりであるとか、もちろん、そういった、どういう場面でどういう機能が必要かというところは当然ありながらも、それが分断されないことが重要だという話が出ている中で、どう伝わるかということが重要かと思います。場面が４つになると、また業務が増えるという受け止め方になりかねないので、このつながっているというところを打ち出しながら、ただ、切り分けるとこういう場面なので、こういう意識とか認識とか機能が必要なのだと伝わるためには、４つになるという提示がいいのかどうかが疑問があるというところが一つあります。

あと、この制度の利用が終了というのは、また入り口に、最初の相談支援のほうに戻るわけですね。循環するわけで、戻ってくるという、意思決定支援のガイドラインと同じような、代行をやったから、その人は一生、代行がずっと続く、代理代行されるわけではなくて、意思決定支援に戻ると同じように、やはり改めて、また検討に戻るのだというところの循環性を強調することが必要なのかなと思います。

○永田主査　ありがとうございます。

一体性と循環性みたいなものがキーワードかもしれないですね。だから、単純に１の場面、２の場面、３の場面と機能を示していくのではなくて、それが一体的に、かつ循環して機能しているのだという、権利擁護支援のプロセスみたいな話の示し方にしていったほうがいいのではないかということかなと理解をいたしました。ありがとうございます。

関連してもしていなくても結構ですので、御意見あればお願いしたいと思います。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員　ありがとうございます。

今、出ている地域連携ネットワークの機能ということで、後見制度の利用前の場面とかで、ある意味で時系列ということでこういうステップが、時系列がある。それはそれで分かりやすいのですけれども、それはやはり制度設計の今のことであるとか、あるいは専門職モデルなので、本人の立場からどのように変化していくかというような、サブでもいいのですけれども、やはり本人中心なので、本人の立場、本人の事情においての利用前、あるいは開始、それから、後とかということをこの時代においては必要かなと。そういう観点をきちんとつけて、双方で理解できるようなことにしていくということを考えました。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

御本人の立場から、このプロセスが理解できるような形で整理するということも必要なのではないか。そうすると、また違ったことが見えてくる可能性もあるのではないかと、今、思いました。ありがとうございます。

ほかは御意見いかがでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員　先ほどの星野委員の３つの場面から４つの場面なのかというお話に関連して発言します。戻るとおっしゃったところは非常に重要で、本来は成年後見制度が終われば普通に全ての権利があるということで、その場面をあまり特別視しないほうがいいというのは非常に重要な視点なのですが、他方で多分、金融機関とか事業者の側からすると、一度、その制度を利用した人に対する、どう対応すればいいかということへの戸惑いというものは必ずあって、そこについて、終わった後にもチームでの支援というものがある中で、そのチームの人たちとどう関わっていくのか、あるいは本人自身が取引に訪れたときにどう対応するのかという部分に関しては何らかの指針をつくっておかないといけないという部分がございます。それを４つに分けるかという問題とは別に、やはり終わった後のことというものを少し考えておく必要はあるかなという気はいたしました。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。法制審議会の中でもそういった不安というものは金融機関の代表の皆さんからも出されていたかと思うのですけれども、終了した後にチームがどういう支援ができるのかというのは、それを場面とするかどうかというのは別として、やはり重要な機能だと思いますので、そこはしっかり踏まえておかなければいけないとい

うことで、それはそのとおりかなと思います。

多分、星野委員がおっしゃられたのも最初のチームに戻るという意味だと思うので、そのチームの中で多分検討していくということで考えると、両立する御意見かなとも思いました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

そういった金融機関の皆さんとの協議は、前の議題にも少しありましたけれども、今回の第三期基本計画の中では割としっかりと、終了後にどういうふうにそういった金銭管理とか、金融機関の方に対応していただくのかというのは少し示さないといけない部分ですね。今、全くない部分だと思うので、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

水島委員、お願いいたします。

○水島委員　幾つか場面はありますが、まず現在議論している３つの場面に関するお話をいたします。

確かに、星野委員がおっしゃるとおり、業務が増えるというイメージがついてしまうというのは本旨ではないので、それぞれの場面における連関構造をまずは意識させる。その際に、権利擁護の相談支援の場面では、補助制度終了後に再相談することも見据えてそのようなルートを加えておく、といった工夫や、自立支援、形成支援の場面についても、成年後見制度や新たな補助、制度の終了を見越した上で、その後の地域へのつなぎについて議論される必要があると考えます。補助制度の終了後においても、モニタリング、すなわち、意思決定サポーターを含むいわゆる地域の権利擁護支援に関わる人たちの活動を見守っていく必要はあるでしょうし、中核機関等によっては関与の度合が違ってくるとは思いますけれども、補助制度が終了しても、緩やかにつながり続けるという部分をしっかりとイメージで伝えられるようなことが必要だと思います。そして、こうした点を３つの場面の中で、表現仕切れるかどうかという部分も、工夫をしてみてはどうかと思った次第でございます。

○永田主査　今の最後の、場面の部分を具体化してみるというのは、もう少し具体的に言うと。

○水島委員　場面の部分というのは､例えば資料３の３ページですと｢後見人等の選任後」とあって、選任後は、要はずっと続くイメージの状況になっていたりするわけですね。成年後見制度利用前という、例えば相談支援の場面が権利擁護支援の起点として書いてあるけれども、補助制度終了後の再々相談も当然あり得る話ではあって、そういった場面も想定しながら、これらの場面を整理し、具体化していくということの意味合いです。

○永田主査　ありがとうございます。

やはりこうやって書くと分かりやすい反面、先ほどの星野委員がおっしゃっていたような一体性みたいなところがなかなか伝わりにくくて、業務の一覧表みたいになって、そう

すると、それが増えるとみんな、やれやれみたいな感じになってしまう。どうしたらいいのですか。

お願いします。

○星野委員　今、水島委員の話を聞いていて思ったのが、そもそも、すごく突飛なことなので流していただいてもいいのですけれども、後見制度利用前の相談とか、後見人が選任される部分と選任後の部分において、場面の名称が第二期基本計画で整理されたわけですね。「権利擁護の相談支援機能」と、「チームの形成支援機能」と、「チームの自立支援機能」。これは後見を使おうが使うまいが、誰にでも必要な権利擁護の支援の枠組みであって、たまたま、その方は後見制度を使う必要があって、必要性があるということで後見を使っている。必要性がない方が、支援チームがないわけではありません。だから、これはすごく大胆な意見なのですが、見せ方が、後見制度を使っている場合もあれば、そうではない場合もあって､それぞれの相談には入り口の支援があり､チームの形成支援があり、チームの自立支援があるのだという見せ方が必要なのではないか。どのように提示するのかの検討は難しいのかもしれないですけれども、ただ、今、話している内容というものはそういうことだと思うのです。そういう意見です。

○永田主査　ありがとうございます。

それはよく分かります。包括的な支援と考えれば、たまたま成年後見制度が必要な場合はこういう流れなのですけれども、そうではない、権利擁護支援と考えれば、ほかの支援というものは当然出てくるわけですし、この流れで一般的な支援も続いていくわけですので、その辺の見せ方をどうしていくのかというのは少し、今回の中でも考えていく必要があるのかなと思いますし、併せて右側には、家庭裁判所による制度の運用監督機能というものがついていますので、ここの部分も当然、先ほどの御説明を踏まえて変わってくる部分だと思いますので、ここら辺りは少し、今回のところで変えていかなければいけない部分なのかなと思います。

そういった意味でも、皆さんからここで自由に御意見いただいて、それを反映していくということになりますので、今、星野委員もおっしゃっていましたけれども、こう思うのだけれどもみたいなことでもそれを拾っていくことができると思いますので、ぜひ、この場で御意見をいろいろいただければと思います。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員　何回もすみません。

先ほど当事者の方がこれを理解しながらということは考えなければならないと思っていて、特に相談支援から始まってという一連の流れの中で、情報提供の仕方ということももちろん、注意書きで御本人に分かりやすくとかはあるのですけれども、やはり当事者の役割があると思うのですよ。支援を受けるだけではなくて、このプロセスの中に入って黙っていろではなくて、それぞれの方が理解する中において、最初の相談支援においては、あなたの役割はこういうことで、理解とともにこういうことができますとか、あるいはチー

ム形成の中においてチームができて、あなたはその中でここに支えられるから、あなたの役割がここできちんといろいろな意見を言ってくださいとかということがないのが非常に、御本人が役割を持ってこれに参加していないというのが、代弁しているわけではないのですけれども、これでいいのか、そういう時代などではないかという、専門職でみんな流していくということ自体に非常に、憤りではないのですけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

御本人の役割といいますか、御本人の参加の場面というものも必ずあるはずなので、そこをしっかりとこのプロセスの中にも入れ込んだほうがいいのではないかという御意見と承りました。ありがとうございます。

本来の利用促進専門家会議のほうはしゃべれる時間が短いですので、何回もとおっしゃらなくても全然結構ですので、何度でも時間の限り御発言いただけたらと思います。

宮崎県のほうですか。よろしくお願いします。

○深谷代理　宮崎県でございます。

どうしても中山間地域を多く抱える本県としましては、今回の成年後見制度の利用を終了した後、例えば日常生活支援が必要な方が多くなることが想定されますので、現在、中山間地域の市町村は１人の職員が多くの仕事を抱えられていまして、非常にマンパワー的に困難な状況になっております。そういったことで支援業務を担うことが困難になることも想定されますので、できましたら、そういった自治体への必要な支援、例えば財政的な補助なども検討していただけますと助かると考えております。

以上です。

○永田主査　貴重な御意見ありがとうございます。

そのテーマは、これに限らず、例えば包括的な支援体制の問題であるとか、今回の法改正の中でも小規模市町村の特例みたいなものがいろいろなところで議論されていますけれども、そういった意味では、これの議論もそういったことにも配慮しながらというのは当然かなと思いますし、先ほども議論に出ていましたけれども、人材の問題はお金だけではなくて、いろいろな工夫が必要かなと思いますので、そういったところはぜひここでも考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。特に改正後を踏まえた地域連携ネットワークの機能ということで、既に議題（１）（２）のところで出ている御意見もあるかなとは思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大分（１）（２）のところでもそれを踏まえて当然、皆さん議論してくださっていたと思いますので、たくさんの御意見を出していただけたかなと思います。

そうしましたら（１）～（３）とテーマを分けて御議論してきましたけれども、全体を通して、ぜひ、この部分は発言しておきたいとか、中核機関、地域権利擁護相談支援センターの役割とか機能とか、それから、地域連携ネットワークについて、皆さんの御意見、

さっきも申し上げたのですけれども、専門家会議本体の中ではなかなか限られた時間の中でしか発言できませんし、やはりああいう場だと少しかしこまった発言しかできないのですけれども、こういう場でしたら自由にいろいろ言っていただければと思いますので、残った時間の中でぜひ、これはということを御意見いただければと思います。ここはフリーディスカッションにしたいと思いますので、自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

十河委員、お願いします。

○十河委員　失礼します。すみません。今、永田主査がフリーでとおっしゃっていただいたので、思うことで発言させていただきたいと思います。

権利擁護は、広く捉えれば人の生活に関わる全般の話だと認識しているのですが、どうしても私たち自身が権利擁護というと、どうしても成年後見制度とか日常生活自立支援事業も含めた制度のこととどうしても捉えてしまっている部分もあるなと思っていて、先ほどから言われるように、御本人を中心に考えると、制度を使うか使わないかではなくて、生活をどう送っていくかという視点がすごく大事だなと思ったときに、先ほど大塚委員が言われた､本人が役割を持って地域で生活することをどう考えるかというところでいくと、この権利擁護の取組ももちろん、すごく大事なのですが、重層のいろいろな参加支援とか地域づくりとか、そことの連動性といいますか、そこがやはりすごく大事なのではないかと思っています。

そこは十分、皆さん共通認識なのかなと思っているのですが、どうしても私たちは制度とかは事業で捉えてしまっていて、重層の事業は事業、権利擁護は権利擁護みたいに、どうしても現場ではそうなってしまっている現実があるのですが、そこが一体的な取組になるように、そこは財政的な支援とか人員体制も必要なのかもしれませんが、やはり現場の意識も変わっていくということも必要なのかなと思っています。

併せて、いろいろな会議体とか協議体がいろいろな分野であるので、そこをどううまく組み合わせていくかというのは、そこは各地域の状況によるのかもしれないのですが、これから支援会議がすごくますます重要になってくるかなと思ったときに、いろいろな入り口が出てくると思うのですけれども、それぞれのいろいろな会議体とか協議体がつながるということをどうやったら意識できるのだろうというのは、これは自分が、今、できていないので、そこは課題認識としてあります。今後の議論の中でそこも少し深められたらいいかなと思って発言させていただきました。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

第二期基本計画の中でも、包括的な支援体制と連動して、この地域連携ネットワークを整備していくというのは非常に重要な課題として位置づけられてきているわけですけれども、市町村のほうでももちろん、人が足りないという、先ほどの御意見のように、当然、人材不足というものはあるのですけれども、一方で今あるものをどう重ねていって、効率

化というよりは本人のためにどういうやり方がいいのかというものを考えていったときに、やはり縦割りではなくて、包括的な支援の仕組みをつくっていくということが重要になってくると思いますし、それを後押ししたりとか、そういうことができるようにしていくというような整備も必要かなと思いますので、ぜひ包括的な支援体制と一体的に、この地域連携ネットワークを整備していくというのは第三期基本計画でもしっかり考えて位置づけていくことかなと、今、お話を聞いて思ったところです。ありがとうございます。

こんな感じで、もし、ぜひ御意見をどんどん言っていただければ。

では、星野委員、お願いします。

○星野委員　今、十河委員の意見を聞いていて、本当にそのとおりだなと思って聞いていて、権利擁護という言葉でくくれば全てが関わるのかという、中核機関の私が接している職員の方たちはどこまでやるのかということで日々、例えば虐待の問題が支援検討会議に上がってきたりしたときに、でも、その虐待の対応をするのはここではないというところの、ちゃんと虐待の専門のところへつなげていくのだとか、今の重層もそうですが、そういうところとどうつながっていくのか、悩まれています。

重層の会議に一緒に参加しているという中核機関の方の話を聞くと、そこで出てくる、そのときの重層のメンバーといいますか、関係者が、権利擁護の課題ではないのではというのは、今、まさに十河委員がおっしゃったような、成年後見とか金銭管理とかがないからとなってしまっているのです。でも、決してそうではなくて、そこに一緒に参加することで権利擁護の支援、成年後見制度とか、そういった制度の活用も見据えながら、検討できる中核機関が一緒に動くことも必要だということが、会議に参加することでそれが分かったという意見もあります。これは中核機関の運営マニュアルのほうに記載されるのか分からないのですが、中核機関の定義づけというものをこれからされていくと思いますし、地域連携ネットワークの定義づけというものもより明確にしていく必要があると思うのですが、今までの話では、個人的に考えると、この権利擁護支援センターは、そういう全体的な流れを見るけれども、それを全て担うわけではもちろんなくて、それを自分の地域の中でどう振り分けるかというような、いわゆるコーディネートとかハブ的な機能で、さらに成年後見制度を具体的に検討する際に家庭裁判所、司法機関とつながっていくという必要性があるときは、そこはやはり、そこの専門的な機能として持っていく。そういう複合的な機能があることを整理して説明するほうがいいのではないかという感覚を、今、持ちました。

○永田主査　今日は何度も出てきていましたけれども、やはり個別支援の部分はもちろんあるのですけれども、そういう地域連携ネットワークのもともと中核機関ということですので、それこそセンターだけで何でもかんでもやっていくわけではなくて、いろいろな皆さんと協力しながらやっていく、やり方みたいなところが多分、運営の課題だと思うのですけれども、そういうものなのですということは計画の中できちんと示していくことが必要なのかなと思います。ありがとうございます。

では、花俣委員からお願いいたします。
○花俣委員　私たちが不安に思っているのは、民法が改正された後、終われる後見になり、そこでは本人の意思の尊重がかなり明確に位置づけられたとはいえ、結局、終了の申立てをしても、資料３に書いてある「民法等改正法の施行後は、制度の利用に当たり、『必要性』という観点での検討が求められることや、『成年後見制度の利用を終了した後』という新たな場面が想定されることなどから、地域連携ネットワークの役割や」云々となっており、ここが大変心配なところであります。終了後の地域権利擁護支援ネットワーク、つまり、受け皿がきちんと整備されているかされていないかで、裁判所で終わって大丈夫と判断されなければ、結果的には終わらない、終われないことが運用面でたくさん積み重なってそちらに流れるリスクが高まることが心配されます。
なので、例えば成年後見制度利用促進基本計画の中核機関の設置のときも、新たなものをつくるというよりも、既存のもの今ある仕組みを上手に組み合わせていくことから、小さく生んで大きく育てる。そういう発想があったと思うので、今回のこの権利擁護相談支援センターについても永田主査もおっしゃっているように、全てを担うということではなく、中心になって、様々な地域資源であるとか、いろいろな地域にあるものをうまく取り込みながら、どうやって制度終了後の本人の権利擁護支援のネットワークをつくっていくかを検討いただきたい。もちろん、第二種社会福祉事業や従来の日常生活自立支援事業も目詰まりを起こしているのに、そんなものがうまくできるのか。社協は実際、身寄り問題まで幅を広げられたらとても耐えられないという切実な声も聞こえてはきていますが、それでも、あるもので工夫していくしかないわけで、そのための、財源も必要ですし、人手も必要です。人手がないから、予算がつかないからと権利擁護支援の仕組みづくりが進まなければ、10年かけた民法改正の議論は何だったのだろうということにもなりかねないので、ここは様々な立場の方々や、関係省庁の皆さんが知恵を出し合って、我が事として、将来の姿に向けて、真に具体的なものを形としてつくっていただくことを強く要望したいと思っています。
以上です。
○永田主査　ありがとうございます。
今、私たちはすごく大事なことを議論していて、せっかく成年後見制度が見直されるということになったのですけれども、それを具体化するためには地域の体制整備というものが絶対に必要で、それがまた、しかも、できるところとできないところがあってはやはり困るわけで、それは数とか形ではなくて、本当に実質的にそれができるような形というものを考えていかなければいけないという局面での第三期基本計画ですので、そういった意味でしっかりと皆さんの御意見を計画の中に反映させていくということが重要だなと改めて思いました。ありがとうございます。
大塚委員、お願いいたします。
○大塚委員　最後ですみません。

花俣委員のお話も聞きながらと考えていたのですけれども、このネットワーク構築のためには様々な専門職がその専門性を発揮してもらいたいというのは正直なところです。その専門性に期待しているところでございます。

もちろん、職員の配置であるとか、あるいは予算のことはいろいろな限界もありましょう。こういうものもきちんと手当てする必要がありますけれども、基本的にはやはり関わるセンターの職員の方ですか。ここが私は、腕の見せどころだと。そういう取り組める意識、研修とか組織のバックアップなのかもしれませんけれども、限界がある中で、まずはこの仕事に取り組んで、やはりこれは重要な地域をつくることだというようなことを皆さんがバックアップしていただいたり、あるいは社会がそういうことを認めていただく。そういうことも含めて、これが仕事なのだと、意義、やりがいなのだということをぜひ思っていただくようなことをお願いいたします。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

特に、先ほど来、出ているような小規模または中山間地の町村などでは大変厳しい状況になっているというのも十分、理解をしていますし、それに対するバックアップ支援というものも必要ですけれども、同時に、そこで働く皆さんをどうバックアップしていくか。それも併せて考えていければと改めて思ったところです。ありがとうございます。

ほかの皆さん、いかがでしょうか。

水島委員、お願いいたします。

○水島委員　全体を通して、意見などを述べたいと思います。

今日は少し、評価の在り方について意見を申し上げましたけれども、これは結局、私たちが、何をどう目指していくのかというところに通ずる話だと思います。この地域権利擁護相談支援センターが、先ほど皆さんからおっしゃったように、何でもやっていくという機関というよりは、コーディネートですとか、様々なネットワークをしっかりと強化しながら、いわゆるフラッグシップといいますか、旗振り役として権利擁護支援を地域の中で浸透させていく。こういったところをまず目指すに当たって、例えば権利擁護支援ですとか意思決定支援ですとか、今日もいろいろとワードが出ましたけれども、それらの評価の在り方として、このような権利擁護支援の体制をしっかりと地域の中で整えられているのかどうかという点が第一の評価ステップとして求められるのではないかと思います。そこから仕組みが実際に機能しているかどうか。あっても形骸化していないかとか、使われなければ意味がないわけですから、共同企画者でもある当事者の目線から確認していく必要があると考えます。これが第二のステップですね。そして、本人自身が、障害者権利条約でも強調されていますけれども、チョイス・アンド・コントロール、すなわち、本人の自律性や主導権。こういったものがしっかりと確保されたような形でその仕組みが使われているのかどうかという、本人自身の声に基づく具体的なケースの質的な評価も含めたところが、第三段階目として必要になってくるのだろうと思います。このような持続可能な形

が保持されているかといった課題も含めて検証し、次に生かしていく。こういった連関を進めていくためには、適切な評価、質の評価についての在り方をしっかりと検討すべきであると思っています。

もう少し話をさせていただきます。今日はテーマとしては、主として「（１）地域権利擁護相談支援センターの整備・コーディネート機能の強化」であったのですが、資料1、2－1、3の厚生労働省の配付資料を眺めても、意思決定支援の確保を図る取組、中核機関コーディネート機能強化事業のスライドが発見できなかったものですから、改めて、この点について強調させていただきたいと思います。この論点は、成年後見制度利用中及び終了後においても関連する議論であり、地域の権利擁護支援に関する中核機関によるモニタリングの在り方にも関わってくる、非常に重要な取組だと思っています。

本事業の意義を改めて申し上げれば、福祉サービスをはじめ、生活支援サービスの利用場面などにおいては意思決定支援の確保が必要である、その際に、本人と同じ生活者の目線を持つ地域住民や当事者が意思決定を支援することが、本人が安心して意思の形成・表明を行うに当たって効果的である、中核機関が意思決定サポーターと利用者本人とのマッチング、支援・活動をフォローする等の取組の推進を図っていく、その結果として、本人が福祉サービスをはじめ各種の生活支援サービスを利用している場合には、そのサービスの提供状況を見守り、確認することができ、これにより、サービス提供事業者による関係性の濫用に対する牽制効果も期待できる、などと書かれており、これは厚生労働省が以前作成されたスライド資料をそのまま読み上げているものです。相互牽制機能については国会内でも質疑がございました。今回の中核機関、地域権利擁護相談支援センターについては、統計を見る限り、委託先として社会福祉協議会が9割方担っておられるという状況からすれば、第二種社会福祉事業も含め、金銭管理をはじめ本人の生活基盤を支えるサービスを提供するのも社協であり、かつ、市区町村が設置する中核機関の委託を受けてコーディネートをしていくのも社協である、という地域が多いのではないかと思います。第２回の議論にも通ずるところですけれども、このような状況において、本人にサービスを提供し、かつ透明性を確保していくためには、少なくとも、当事者や意思決定サポーター、以前からも主張している意思決定フォロワーや独立アドボケイトその他外部の目が適切に入る形で相互牽制機能を、中核機関の実施主体である自治体において備えていくことが非常に重要ではないかと感じているところでございます。

本人の生活基盤を支える上では、本人の置かれた状況に応じて、多くの支援者の方に協力いただくことは必要な事だと思います。しかしながら、その過程の中で、支援者側が強い立場になり、本人の思いや声が上書きされたり、消されたりしてしまうことがあります。今日のお話にもございましたけれども、苦情としてのみではなく本人の希望や要望も含めて受け止め、本人が様々な社会的障壁の中で、いろいろ諦めたり、言うこともやめてしまうということも、支援の現場なども見たり、本人の声を聞いてみたりすると、感じるところがございます。そこで、従前から意見を述べておりますとおり、本人の声が消えないよ

うにする、本人の意思形成や表明支援も含めて、支援者とは異なる立場で、本人の側に立ち続ける支持者という立場の中で、その役割を踏まえながら本人をサポートしていく人たちも必要だと考えます。国としては、その役割が意思決定サポーターなのだと言われるのかもしれませんが、要するに、その人たちが本人の側に立ち続ける支持者性という性質が備わっているか、それが維持される仕組みが整っているかが核心部分なのだろうと思っています。当事者との参画・協働という話もしましたけれども、私自身が当事者の皆さんにお願いしたい、期待したいところとしては、サービス利用者としての目線も重要ですが、例えば、意思決定サポーターやそれを支える立場になるなど、その当事者としての目線を活かした活動をしていただきたいと思いますし、そういった地域であるからこそ、利用者としての本人も、あ、言っていいんだなと思えて、周りの人たちにも受け止められながら、対話が広がっていくのではないかとは思います。この辺りの議論については、次回の検討にも通ずるところはございますが、昨今の国会議論等も含めて、まとめさせていただきました。次回も議論できればと思っています。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。

恐らく、次回の議題の、今、水島委員の言われたところは入ってくるのかなとは思うのですけれども、一方で、意思決定支援の確保とかというものは中核機関の役割ですので、そういった意味では、中核機関の機能としても本来議論しておくべきことかなと思います。ありがとうございます。

もしよろしければ、最後に一言ずついただければと思いますので、宮崎県の深谷様、いかがでしょうか。全体を通して何か所感があれば、お願いしたいと思います。

○深谷代理　先ほど申し上げました、次回の議論にもつながります、山間地域等への配慮といいますか、そういったところをまた念頭に、会議に参加していきたいと考えております。

以上です。

○永田主査　ありがとうございます。ぜひ、宮崎県下の市町村の皆さんの声なども聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、河上様はいかがでしょうか。

○河上代理　今日はいろいろと聞かせていただいて、すごくありがたいと思っています。

やはり先ほど言われたように、本人を通して、しっかりと話もしながら、意思決定支援であったり、そういう支援できる体制であったりということを次の計画に向けてできたらいいかなと思いますので、またいろいろとよろしくお願いします。

○永田主査　ありがとうございます。ぜひ市町村の現場の声を、ここはあまり遠慮しなくていいので、どんどん聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、山下委員、もし何か、全体を通して所感があればお願いしたいと思います。

○山下委員　非常にいろいろな論点が出ていて、これからまだまだ問題山積みだなと思い

ましたが、最初の話に戻るのですけれども、一次相談と二次相談というお話があって、星野委員が強調されていた、相談が一番大事なのだという点に関連してです。本人に対する相談だけではなくて、やはり行政の方とかセンターに関わるような方々も多分、今、制度の変更で戸惑っていらっしゃって、ほかに相談したい部分はあるのではないかなという気がしまして、いろいろな意味で話合いの場というものがすごく重要で、それが多分、協議会とか、いろいろな名前で行われているのですが、結局のところみんなで話し合っていこうということが一番重要なのだなということがよく分かりました。当たり前のことなのですけれども、非常に今日はいろいろ学ばせていただきました。

ありがとうございました。

○永田主査　ありがとうございました。

やはりセンターをつくる中核機関の整備みたいなところが数でも強調されるのですけれども、実は協議会の整備はあまり進んでいなくて、本来は地域連携ネットワークの中核になる機関なので、協議会とやはりセットで本来進めていかなければいけないと思うのですけれども、そういう話合いの場というものが、つくったはいいけれども、なかなか具体化していないとか実質化していないというようなこともよく聞きますし、そういった意味では話合いの場というところでどうやって顔の見える関係をつくって、皆さんで共通認識を持っていくかというものが本来は重要なのかなと思いますし、それがその中核になる機関だと思いますので、そういった意味ではそういった議論をこれからも深めていきたいと思いました。ありがとうございます。

全体をまとめる力はないのですけれども、今日、特に印象に残ったのは、やはり御本人の参加とか御本人の意思とか、そういった機能とか、やるべきこととか、参加すべき人たちをリスト化していくだけではなくて、そこにどういうことを軸にしていくのかみたいなところも併せてしっかりと示していかないと、単に件数を増やしていくとか成年後見制度を利用できるようにしていくというフェーズではなくなっていますので、そういったところが終了を見越して考えていかなければいけないところかなというのを改めて認識いたしました。

そうしましたら、もし追加で御意見なければ、本日の議事はここまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○水島委員　全く瑣末なことで恐縮ですが、厚生労働省はさまざまな努力されて、多種多様なわかりやすいパンフレットや、中核機関の運営等においても非常に有益な冊子等を出していただいていると感じております。しかしながら、情報量が多いこともあって、中核機関側においてどうも生かし切れていないところがあるかなと思っています。最近では生成AIの活用等、全て自分で全部の資料を読み込まなくても、そのときに必要な情報を集約し、わかりやすくアプトプットできるような時代になってきています。公表されているパンフレットや冊子等はインターネット上で誰もが見られる状態になっているわけですから、こうした情報を収集し、整理しながら一緒に考えていけるというのは、人間だけではない

のだろうと思います。また、将来的には本人の意思、選好及び価値観について、個人情報の取扱いには十分留意しながらも、生成AIを活用しながら適切に記録・保存・共有・更新できる仕組みも必要かと思います。そのようなAIの利活用というテーマも将来的な課題としてはあり得るのかと思いましたので、その点、指摘させていただきました。

○永田主査　ありがとうございます。広報・啓発に関してもすごく、今、いろいろ媒体を通してやっていただいているのですけれども、そういった工夫にAIなどを活用していくことも重要なのではないかということです。

水島委員の御発言のおかげで時間がぴったりになりましたので、本日の議事はここまでとさせていただいて、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○金久保成年後見制度利用促進室長補佐　事務局から事務連絡でございます。

次回、本ワーキング・グループの第２回は、８月28日金曜日の午後２時から開催を予定しております。会場は、本日と同じ、東京虎ノ門グローバルスクエアが会場になります。

なお、ワーキング・グループの各回で取り扱うことを想定している論点について、あくまで予定ではございますが、資料４としてお示ししておりますので、御参照いただければと存じます。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれに御確認いただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○永田主査　すみません。今日はここまでとさせていただきたいと思います。

御議論ありがとうございました。